

# 国際協力事業団業務のしおり

昭和 62 年 2 月

国際協力事業団  
企画部

00  
6  
LP

企画
JR
87-2



# 国際協力事業団業務のしおり

JICA LIBRARY



1019239[1]

昭和62年2月

国際協力事業団  
企画部

国際協力事業団		
受入 月日	'87.4.8	000
登録No.	16141	36
		PLP

## は し が き

「国際協力事業団業務のしおり」は、事業団業務の内容及び手順について職員等の内部関係者間の理解を深め、業務の効率的実施に役立てる目的で昭和54年に初版が作成された。その後、事業団業務が拡大され、また、昭和59年10月より外務省からの業務委譲が行われたことにより、業務内容及び手順についての変更があり、今回改訂することとした。

本書が各位の執務に役立つことを希望するものである。

昭和62年2月

国際協力事業団

企 画 部 長



# 目 次

は し が き

## 第1章 南北問題とは

1. 南北問題をめぐる世界の動き	1
(1) はじめに	1
(2) 復興援助から開発援助へ（1945年～1960年）	1
(3) 南北問題の台頭（「第1次国連開発の10年」：1960年代）	2
(4) 南北問題の展開（「第2次国連開発の10年」：1970年代）	2
(5) 南北問題から国際経済問題へ（1980年代）	3
2. 先進国の経済協力	4
(1) 経済協力とは	4
(2) 経済協力の種類	4
(3) 経済協力の規模	6
(4) 開発援助委員会	6
3. わが国の経済協力	9
(1) わが国の経済協力の歩み	9
(2) わが国の経済協力の実施体制	10

## 第2章 国際協力事業団事業について

1. 技術協力事業	12
(1) 技術協力と国際約束	12
(2) 研修員の受入れ	13
イ. 研修員受入	13
(イ) 受入れの方式	13
(ロ) 研修の方式	14
(ハ) 受入れの仕組	15
(ニ) 研修機関	15
(ホ) 研修員の待遇と経費	16
(ヘ) アフターケア	16
ロ. 第三国研修	17
ハ. 青年招聘	17
(3) 専門家派遣	18

イ. 専門家派遣の意義	1 8
ロ. 専門家派遣の形態	1 8
(イ) 個別派遣	1 8
(ロ) 研究協力専門家派遣	1 8
(ハ) プロジェクト方式技術協力への派遣	1 9
ハ. 専門家派遣の仕組	1 9
ニ. 専門家の処遇等	2 0
(イ) 旅費及び派遣手当	2 0
(ロ) 国内での給付	2 0
(ハ) 一時帰国制度等	2 1
(ニ) 福利厚生制度	2 1
(4) 機材供与	2 1
イ. 機材供与の意義	2 1
ロ. 機材供与の内容	2 2
(イ) 一般機材	2 2
(ロ) 小規模単独機材	2 2
(ハ) 文献及び技術情報供与	2 2
ハ. 機材供与の手続	2 3
(イ) 仕様書の作成	2 3
(ロ) 購送手続	2 3
(ハ) 機材供与後の業務	2 3
ニ. プロジェクト方式技術協力に係る機材供与	2 3
ホ. 専門家携行機材	2 3
ヘ. 調査用資機材	2 4
ト. 機材供与のしくみ	2 4
(5) プロジェクト方式技術協力	2 5
イ. プロジェクト方式技術協力の意義	2 5
ロ. プロジェクト方式技術協力の内容	2 5
(イ) 協力分野	2 5
a. 技術協力センター事業	2 5
b. 保健医療協力事業	2 5
c. 人口家族計画協力事業	2 5
d. 農林業協力事業	2 5
e. 産業開発協力事業	2 6



(ウ) 無償資金協力との連携	26
ハ. プロジェクト方式技術協力のサイクル	26
(イ) 案件発掘	26
(ロ) 事前調査	26
(ハ) 実施協議	26
(ニ) 実施段階	26
(ホ) エバリュエーション	27
(ヘ) フォローアップ	27
(ト) アフター・ケア	27
(6) 開発調査	28
イ. 開発調査の意義	28
ロ. 開発調査の種類	29
ハ. プロジェクト・サイクルと開発調査	30
(イ) 事前調査	30
(ロ) フィージビリティー(F/S)調査	30
(ハ) 融資審査, 実施設計, 旅行管理	31
ニ. 開発調査事業の予算	32
(イ) 開発調査事業	32
(ロ) 海外開発計画調査事業	32
(ハ) 資源開発基礎協力調査事業	32
ホ. 調査業務の流れ	32
ヘ. 資金協力との結びつき	34
ト. 開発調査事業の特徴	34
チ. 調査団派遣の仕組み	35
リ. コンサルタント	35
ヌ. 報告書	37
2. 無償資金協力事業	37
(1) 無償資金協力と事業団とのかかわり	37
(2) 基本設計調査	38
(3) 実施促進業務	39
(4) 評価調査(終了時)	39
3. 青年海外協力隊事業	40
(1) 協力隊の基本理念	40
(2) 協力隊の発足	41

(3) 協力隊業務の流れ－募集、選考、訓練及び派遣 .....	4 1
(4) 協力隊員の待遇及び気風 .....	4 3
4. 開発協力事業 .....	4 4
(1) 開発協力事業の概要 .....	4 4
(2) 開発協力事業の仕組 .....	4 4
イ. 関連施設整備事業 .....	4 5
ロ. 試験的事業 .....	4 6
ハ. 調査・技術指導業務 .....	4 6
(3) 開発協力業務の手続きの流れ .....	4 6
5. 海外移住事業 .....	4 8
(1) 移住の意義 .....	4 8
(2) 移住業務の概略 .....	4 8
イ. 移住知識の普及・相談 .....	4 8
ロ. 移住者の渡航にかかわる業務 .....	4 9
ハ. 訓練、研修の実施 .....	5 0
ニ. 海外開発青年事業 .....	5 0
ホ. 移住者の援助指導業務 .....	5 0
ヘ. その他の業務 .....	5 3
(3) 移住手続の流れ .....	5 3
6. 技術協力等の人材の養成確保 .....	5 6
(1) 人材の養成・確保の意義 .....	5 6
(2) 国際協力総合研修所の設立 .....	5 6
(3) 事業内容 .....	5 7
イ. 人材の確保 .....	5 7
ロ. 人材の養成 .....	5 8
ハ. 研修用映画製作 .....	6 0
ニ. 技術移転に関する調査研究 .....	6 1
ホ. 技術移転情報の整備・提供 .....	6 1
ヘ. 技術移転国際会議 .....	6 1
7. 評価活動 .....	6 3
(1) 業務の概要 .....	6 3
(2) 業務実績 .....	6 3
付 録	
技術協力の歩み .....	6 6

# 第1章 南北問題とは

## 1. 南北問題をめぐる世界の動き

### (1) はじめに

1973年末第4次中東戦争に端を発した第1次石油危機は、世界銀行、国際通貨基金（IMF）、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）を中心とした、いわゆるブレトン・ウッズ体制に大きな変化を与えた。石油輸出国機構（OPEC）諸国の石油戦略を背景に1974年4月の第6回国連特別総会で「新国際経済秩序（NIEO）樹立に関する宣言」が採択される等、途上国グループの先進国との対決姿勢が高まった。その後、石油価格の上昇を先進諸国が吸収し、経済の安定を取りもどしていったのに対し、むしろ途上国グループは、OPEC諸国、新興工業国（NICs）、開発途上国（LDC）、後開発途上国（LLDC）へと分化、多様化していくことになった。

こうした中で、近年の世界的不況、米国の高金利政策、先進諸国と途上国の経済格差は拡大するも、NICsやLDCにおける債務累積問題、アフリカ貧困国における食糧不足の問題を生ずるとともに、開発に伴う環境問題が課題とされるような状況となっている。

以下、国連の動きを中心に開発途上国に対する援助の問題の動きについてみてみることにする。

### (2) 復興援助から開発援助へ（1945～1960年）

第2次世界大戦の終結は、同時にまた東西冷戦の始まりでもあった。戦災による西側諸国の復興のため、米国は絶対的経済力を背景に単独で復興援助（いわゆるマーシャル・プラン）に乗り出すこととなった。この援助は、安全保障支持的性格の強いものであり、やがて東西冷戦の進展とともに、両陣営の競合地域である開発途上国に拡大されていき、「北から南へ」の援助パターンが成立する。米国単独のこの援助は、やがて同国の国際収支悪化を機に、経済復興をなしたけたヨーロッパ諸国に対し援助の分担を要望するところとなり「援助は北側先進国共同の努力で行うべきである」とのコンセンサス確立に成功する。この結果、共同行動としての援助の意見交換及び政策調整のために設立したのが「開発援助グループ」（DAG）であり、このDAGは、1961年、経済協力開発機構（OECD）の発足とともに、その下部委員会（開発援助委員会＝DAC）として引き継がれ、今日にいたっている。

他方、1951年には英連邦諸国が中心となって、アジア諸国の「貧困からの解放」を目標に、コロンボ・プランが発足し、わが国は1954年10月に援助国としてこれに加盟した。

(3) 南北問題の台頭（「第1次国連開発の10年」：1960年代）

戦後から1950年代にかけての援助が、復興と東西冷戦構造に基づく安全保障支持的なものであったのに対し、1960年代は、アメリカを中心とする多くの開発途上国が政治的独立を達成し、国連に加盟してきた時代であり、「南北問題」が初めて国際的な重要問題として台頭し、国連でその対応策がとられ始めた時期である。

1961年の第17回国連総会において、米国のケネディ大統領は、開発途上国に対する援助支持の演説を行い、これを契機として「国連開発の10年（1960年代の10年間）」計画が採択されることとなる。このような背景のもとで、プレビッシュが「新しい貿易政策を求めて」と題する報告書を提出し、「援助よりも貿易を」との思想がサイド・ラインとして、まもなく開催された第1回国連貿易開発会議（UNCTAD：1964年、ジュネーブ）に受け継がれていく。そしてこのUNCTAD総会を契機として先進国に對峙する途上国グループ（77カ国グループ：G77）が形成されていくことになった。

(4) 南北問題の展開（「第2次国連開発の10年」：1970年代）

「第1次国連開発の10年」は当初目標とした開発途上国の経済成長を達成できないままに終了した。そのため先進国との間の経済格差はさらに広がることとなり、開発途上国の不満を増大させた。この意味で「第2次国連開発の10年」に向けてあらたな開発戦略が要求される状況にあった。この開発戦略に大きな影響を与えたのが「自立経済発展のためには体系的な援助が必要である」と訴えた「ピアソン報告」と「社会経済の構造を変革することが開発にとって必要である」とする「ティンバーゲン報告」である。

他方、1970年代に入り、開発途上国グループの側にも大きな意識の変革があった。この変革をもたらしたものが、第4次中東戦争を契機とするアラブ諸国の石油を武器とした世界戦略である。これは、開発途上国を大いに勇気づけ、1974年4月の第6回国連特別総会では、「新国際経済秩序（NIEO）の樹立のための宣言及び行動計画」が採択され、1975年3月、国連工業開発機関（UNIDO）総会では「工業開発協力に関する宣言と行動計画」（リマ宣言）が採択された。

このように、石油戦略によりダメージを受けた先進諸国と力を得た南側の諸国（G77）との間で対決的な気運が高まったが、その後の世界的規模の経済混乱の過程を通じて南北間の現実的な協調関係が不可欠であるとの認識が広まり、1975年12月に、エネルギーおよび南北問題に関するフォーラムとして、先進8カ国、開発途上19カ国により、国際経済協力会議（CIEC）が開催された。CIECは1976年～77年にかけて継続的に開催され、1977年5月、共通基金設立の合意、10億ドルの「特別緊急援助計画」の合意をみたが、途上国の要求するNIEOの目標には程遠いものであった。

共通基金問題は、1976年5月ジュネーブで開催された第4回UNCTADで検討さ

れた「一次産品総合計画」の一つの柱をなすもので、この基本的合意を踏まえ1979年3月、緩衝在庫融資勘定4億ドルの設定を含む成案を得たが、各国の批准を得ていない等、いまだ発足にいたっていない。もう一つの柱である個別産品協議については、国際天然ゴム協定(1980年10月)、ジュート協定(1980年10月)、熱帯木材協定(1983年11月)が採択されている。

また、EC(欧州共同体)9カ国とACP(アフリカ、カリブ、太平洋地域にあるEC諸国の旧植民地)諸国63カ国との間の通商、産業協力、資金・技術援助に関する協定(ロメ協定)が締結され、CIECで討議されたものが部分的に実現した。(第1次協定:1976年4月1日~1980年2月29日、第2次協定:1980年3月1日~1985年2月28日)

#### (5) 南北問題から国際経済問題へ(1980年代)

1979年2月に起こったイラン革命の影響により第2次石油危機が現出し、1979年9月開催された非同盟諸国首脳会議の討議を受けて、同年12月の第34回国連総会でエネルギー問題を他の分野における南北間の経済問題とからめて交渉するため、エネルギー、一次産品、貿易、開発、通貨・金融の5分野を対象とする包括的南北交渉(グローバル・ネゴシエーション=GN)の提案がなされ、1980年の国連経済特別総会において討議を開始することとなった。しかし専門機関の機能・権限等をめぐって先進国と途上国の意見がまとまらず、いまだ開催されていない。

1980年代の開発途上国の開発を促進するための諸目標を設定する国際開発戦略(「第3次国連開発の10年」=新IDS)の策定は、上記GN(包括的南北交渉)等との関連から遅れていたが、1980年12月の第35回国連総会において採択された。合意された新IDSの目標値は、開発途上国の経済成長率7.0%とし、政府開発援助(ODA)の対GNP比目標0.7%を、遅くとも1985年から1990年の間に実現するよう求めている。

1981年10月には、前年2月に行われたプラント委員会報告の提案を受けて、南北サミット(協力と開発に関する国際会議)がメキシコのカンクンで開催され、南北22カ国の首脳が参加した。本サミットの焦点はGN(包括的南北交渉)に対する対応ぶりであったが、協議を継続していくことで前進がみられた。

1981年8月には、125カ国が参加して再生エネルギー国連会議(ケニア・ナイロビ)が開催され「ナイロビ行動計画」の採択が行われ、同年9月にはLLDC国連会議がバリで開催され「1980年代新実質行動計画」が採択された。

わが国は1981年1月、鈴木総理(当時)がアセアン諸国を訪問し、人造りプロジェクトの提案を行うとともに、農村・農業の開発、エネルギー開発、人造り、中小工業の振

興の協力重点分野を明らかにした。また、5月の日米共同声明で、「世界の平和と安定の維持のために重要な地域」に対する援助の強化を示すとともに、ODAの5カ年倍増以上という新中期目標を明らかにした。

先進諸国は南北間の格差を解決すべくODAの拡充に努めてきたが、近年の先進援助諸国における経済不況は、開発途上諸国に対する経済・技術協力の量的増大を制約する結果となっている。他方、開発途上諸国は、1975年頃から、後発開発途上国（L L D C）、開発途上国（L D C）、新興工業国（N I C S s）、そして石油輸出国機構（O P E C）諸国を中心とする産油諸国というように発展段階と石油輸出の有無によって分化してきており、南北問題をより一層複雑なものにしている。今日、石油を輸入している開発途上諸国は、エネルギー問題、国際収支の赤字問題、食糧問題等の生活基盤を確立する上での深刻な問題をかかえており、またN I C sを中心に開発途上諸国の対外債務の累積・膨張は、国際金融の大きな問題となっており、これを解決するための債務救済（債務の帳消、棚上、繰延）要求がなされている。開発途上諸国がかかえているエネルギー問題、食糧不足問題、貧困問題、金融問題等についての解決は程遠い現状にある。

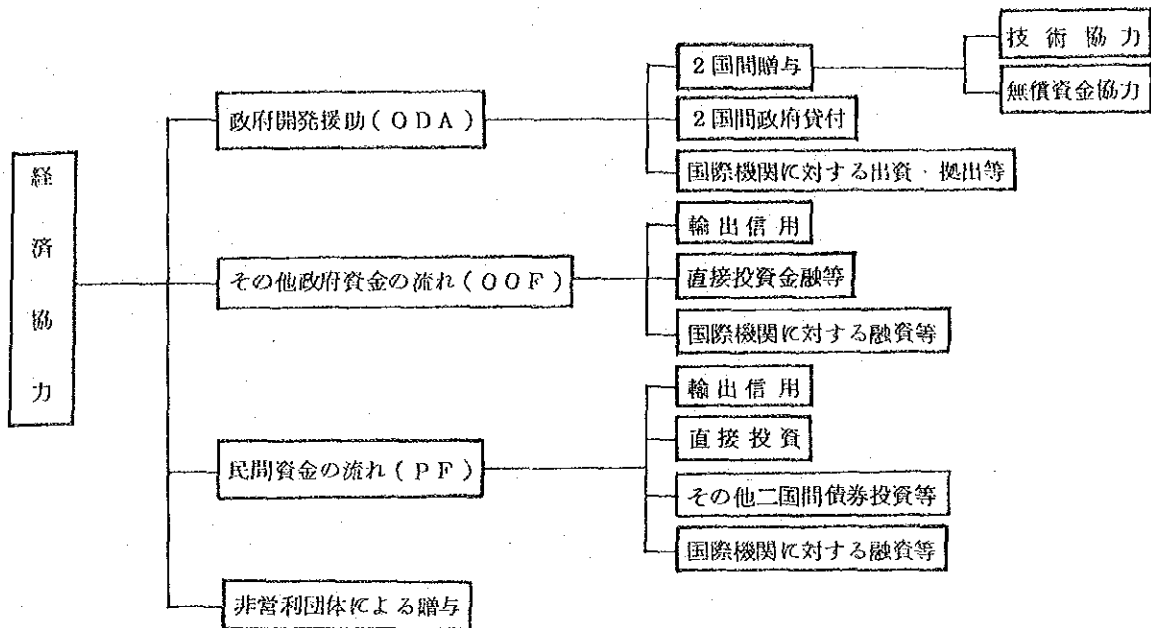
## 2. 先進国の経済協力

### (1) 経済協力とは

南北問題の解決に資するため先進国は開発途上国に対し資本、技術等の提供を行いその開発に協力しているがこれを総称して経済協力と呼ぶ。経済協力を量的に表示するために、開発援助委員会（D A C）は「開発途上国に対する資金の流れ」という概念を使用している。

### (2) 経済協力の種類

D A Cの使用する経済協力の分類は下記のとおりである。このうち特に問題になるのは「政府開発援助」の量と質である。



(DAC分類)

#### イ. 「政府開発援助」とは

政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance) は次の要件を満たす資金の供与であると定義されている。

- (i) 政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること。
- (ii) 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
- (iii) 資金供与の条件が開発途上国にとって重い負担とならないようになっておりグラント・エレメントが25%以上であること。

#### ロ. 「其他政府資金の流れ」とは

其他政府資金の流れ (OOF: Other Official Flows) とは政府開発援助についての3つの要件をすべては満し得ない政府部門の資金供与を意味し、次のものを含んでいる。

- (i) 輸出促進のために供与される政府輸出信用
- (ii) 開発を目的としていても、貸付条件のグラント・エレメントが25%以下の場合。
- (iii) 政府部門による開発途上国の企業の株式取得。
- (iv) 国際開発機関が発行する債券の購入。

#### ハ. 「民間資金の流れ」とは

民間資金の流れ (PF: Private Flows) とは民間部門の市場条件による取引のことである。これらは営利を目的とする取引であるが、間接的に開発途上国の開発に貢献していると考えられる。具体的には民間輸出信用、民間直接投資、銀行借款、開発途上国および国際開発機関の債券の購入等が含まれる。

なお、このほかに民間部門が行なう純粋な援助として民間非営利団体が開発途上国の福祉と開発のために行う贈与がある。

## ニ. 南北問題とは

「南北問題」という言葉を最初に使用したのは、イギリスのロイド銀行の頭取オリバー・フランクス（オックスフォード大学ウースター・カレッジ学長）といわれる。彼は1959年の講演の中で、南半球の開発途上国と北半球に位置する先進国との経済格差が益々拡大しつつあり、今後は南北問題が極めて重要な世界的課題となることを指摘した。

## ホ. 開発途上国と先進国とは

経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）では約140の国や地域を開発途上国（LDC：Less Developed Country）に分類している。更に国連では、開発途上国の中でも①1人当たり国内総生産が1977～79年において約285ドル以下、②文盲率が80%以上、③国内総生産に占める製造業の割合が10%以下の3つの基準の組合せで下記のいずれかの条件を満たす開発途上国36ヶ国を特に「後発開発途上国（I.LDC：The Least Developed Country）」と呼んでいる。

- i) 3つの基準をいずれも満たす。
- ii) ②、③を満たす場合には1人当たりGDPは、340ドル以下であればよい。
- iii) ③を満たさない場合でも、①、②を満たせばよい。

他方、先進国とは通常DACに加盟している北アメリカ、ヨーロッパ、日本等の18ヶ国を意味する。

## (3) 経済協力の規模

DAC諸国の開発途上国に対する資金の流れは次頁図のとおりである。（1972～83年）

## (4) 開発援助委員会（DAC）

開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）は経済協力開発機構（OECD）に所属する下部機関である。DACの歴史は、開発途上国援助のための協力方法を検討するために1960年欧米先進国が結成した開発援助グループ（DAG）に始まる。このDAGが1961年にOECDが成立したさい改組されその一部に組み込まれたものである。

### イ. DACの主な役割

- (1) 開発途上国への援助量の増大
- (2) 援助条件の緩和
- (3) 援助供与国間の協力増進



ロ. DACが目標としている経済協力の質と量

- (イ) 政府開発援助を国民総生産の0.7%まで拡大する。
- (ロ) 政府開発援助の条件をグラント・エレメント86%以上にする。

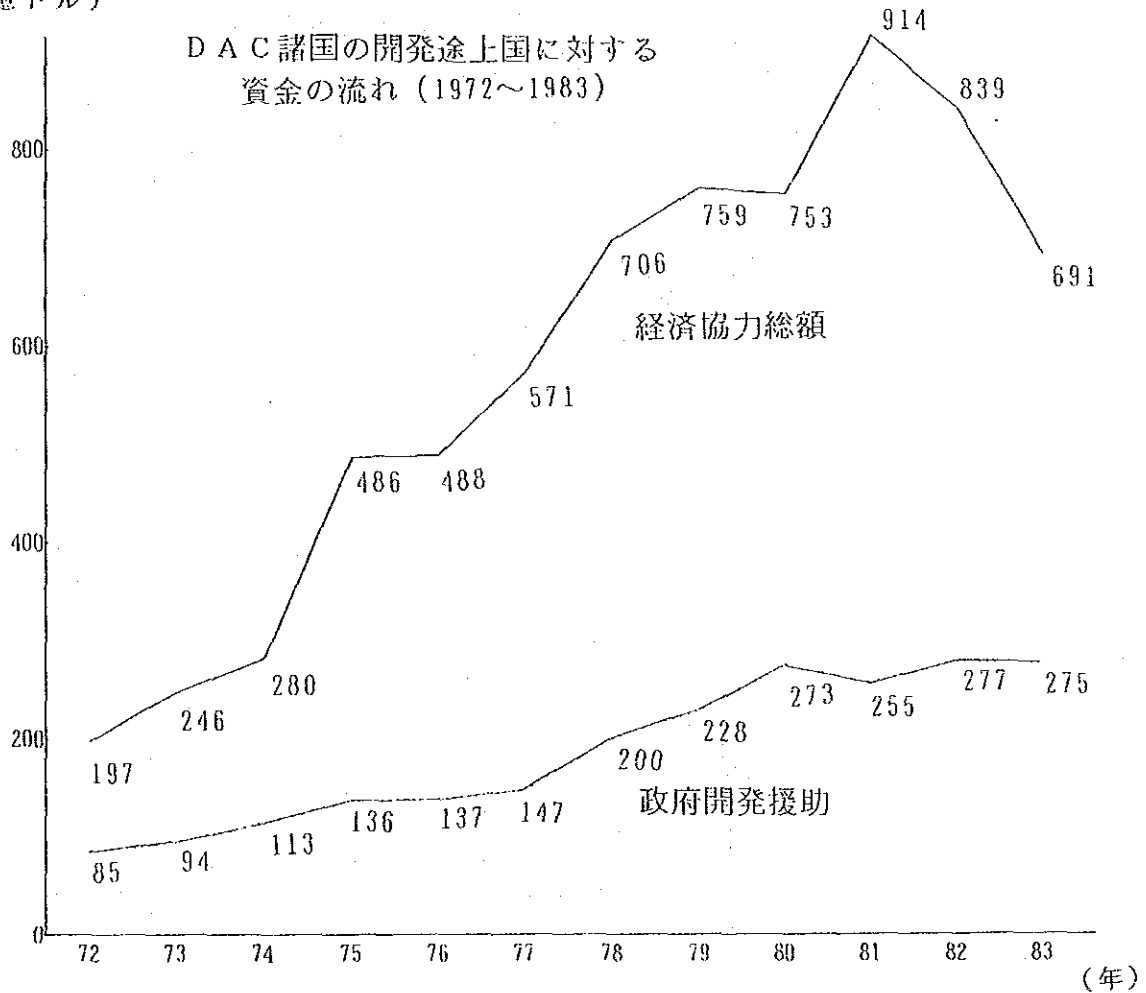
ハ. DAC加盟国(18ヶ国)

オーストラリア オーストリア ベルギー カナダ デンマーク フランス  
 西ドイツ イタリア 日本 オランダ ニュージーランド ノールウェー  
 フィンランド スウェーデン スイス イギリス アメリカ アイルランド(60年  
 11月正式加盟)

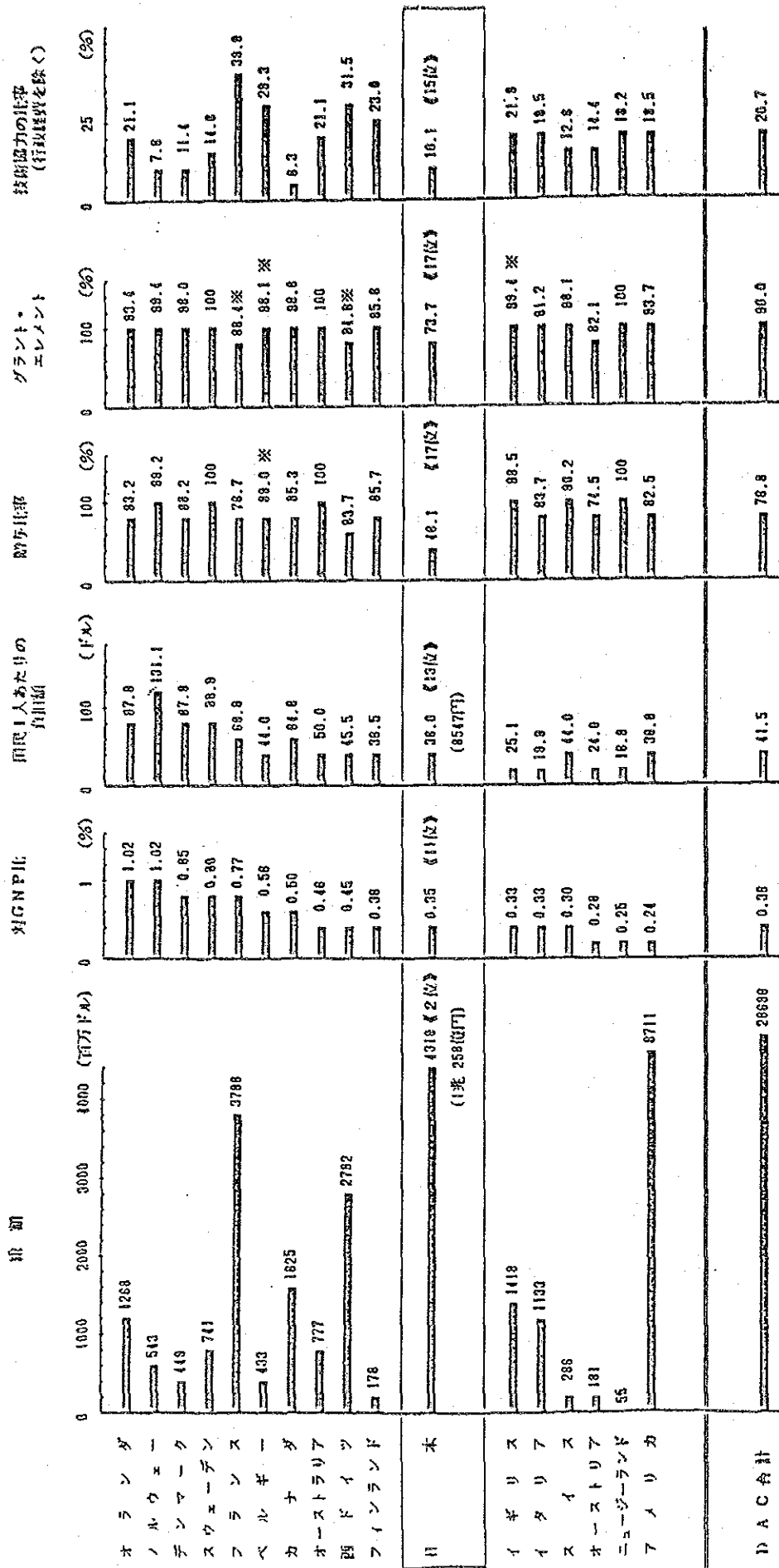
ニ. 年次審査

DACにおいては、加盟国同士が応分の国際的責任を援助面で果たしているかどうかにつき年次の相互審査を行っており、ここで発表されるデータが国際経済協力における正式のデータとして使用される。

(億ドル)



DAC諸国の政府開発援助(1984年)



(※OECD事務局による推定値)

(資料: OECD)

### 3. わが国の経済協力

#### (1) わが国の経済協力の歩み

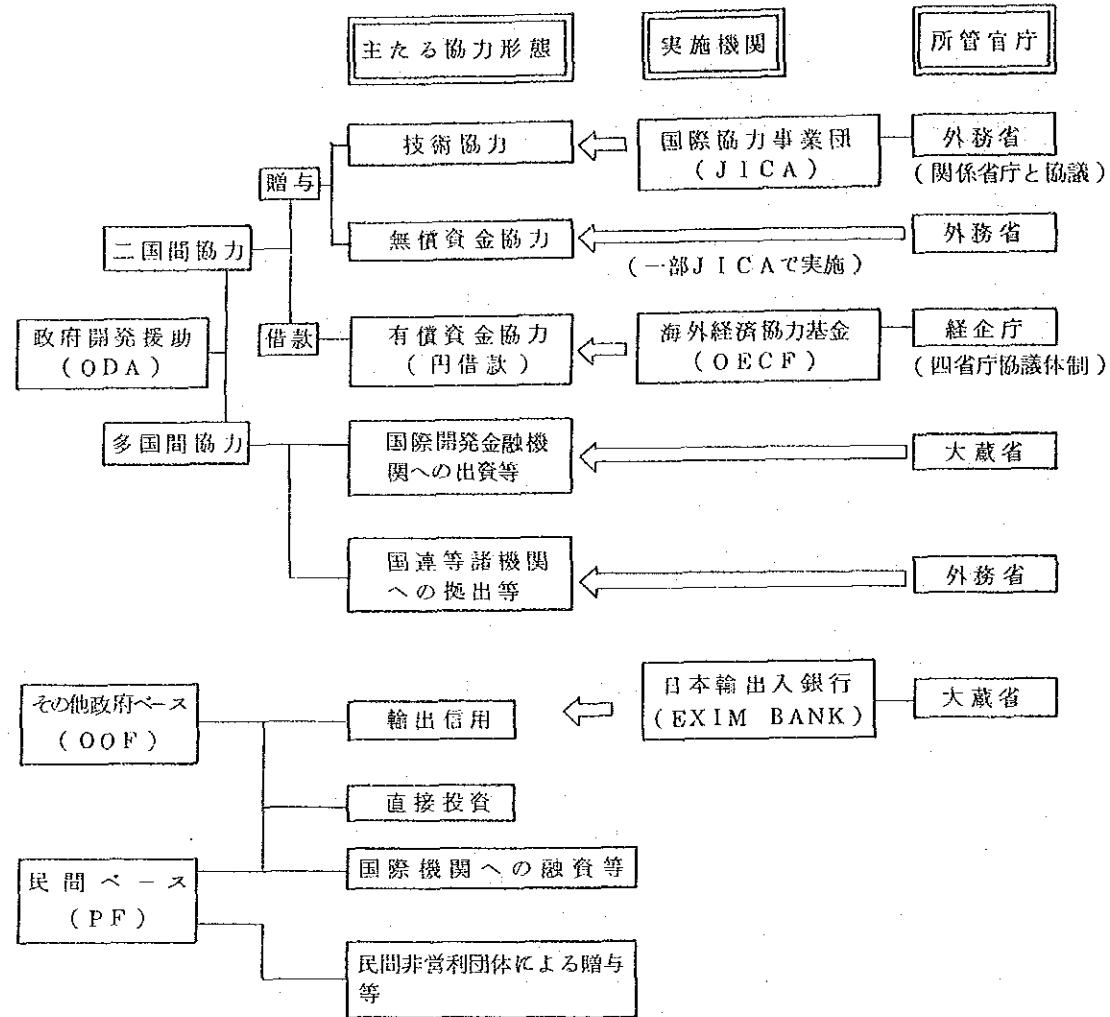
わが国の経済協力は、第二次世界大戦時に、東南アジア諸国に対して日本軍が与えた被害に対する「賠償」とイギリスならびにもとその植民地であったアジア諸国の地域協力機構である「コロombo・プラン（南および東南アジアにおける共同の経済開発のためのコロombo・プラン）」に参加したことから始まったと言える。以下はその歩みの年表である。

50 年 代	1950.12	日本輸出入銀行の設立
	1951. 9	サンフランシスコ講和条約調印
	1952. 8	世界銀行（IBRD）、国際通貨基金（IMF）加盟
	1953.12	「アジア諸国に対する経済協力方針」閣議決定（吉田内閣）
	1954.10	コロombo・プラン参加（技術協力の開始）
	11	賠償の開始（ビルマ）
	1955. 9	GATT加盟
	1956.12	国際連合加盟
1958. 2	円借款の開始	
60 年 代	1961. 3	海外経済協力基金の設立
	6	対外経済協力審議会の設立
	9	OECD開発援助委員会（DAC）の設立、加盟
	1962. 6	海外技術協力事業団（OTCA）の設立
	1964. 4	OECD加盟・IMF 8条国への移行
	1965. 5	青年海外協力隊の設立
	1966. 4	東南アジア開発閣僚会議の発足
12	アジア開発銀行（ADB）の設立	
1969.	無償資金協力の開始	
70 年 代	1972. 4	政府開発援助の対GNP比0.7%達成の意図表明
	11	アフリカ開発基金への加盟
	1974. 8	国際協力事業団（JICA）の設立
	1975. 7	対外経済協力閣僚協議会の設置（1977.1廃止）
	1976. 7	米州開発銀行（IDB）加盟
	1977. 4	賠償・準賠償支払の終了
	1978. 4	国際協力事業団法一部改正（無償資金協力実施促進業務）
1978. 7	ODA3ヶ年倍増を国際公約（77年のODA14億ドルを80年までに倍増）	
80 年 代	1981. 1	鈴木総理（当時）アセアン歴訪（重点4分野、人造り協力を表明）
	1981. 1	ODA5ヶ年倍増新中期目標設定
	1983. 2	アフリカ開発銀行（AFDB）加盟
	1983. 5	中曽根総理アセアン歴訪（産業技術、科学技術、青年交流を提案）
1985. 9	ODA7ヶ年倍増第3次中期目標設定	

(2) わが国の経済協力の実施体制

経済協力の具体的実施業務は、開発途上国内における事業が中心になるものであるだけに、複雑かつ専門化しておりそれぞれの経済協力形態について個別の実施機関が活動している。政府開発援助を中心にその実施体制を図式化すれば下図のようになる。

1. わが国経済協力の実施体制



国際協力事業団：海外技術協力事業団（昭和37年設立：政府ベースの技術協力業務の実施）及び海外移住事業団（昭和38年設立）の業務を引き継ぎ、両事業団を改組のうえ、昭和49年8月1日に設立。（財）海外貿易開発協会の業務も一部引き継いでいる。）

海外経済協力基金：昭和36年3月16日設立。資本金：1兆4,402億円（昭和59年12月末現在）主要業務：開発途上国の政府等への貸付、開発事業に対する出資及び貸付業務。

日本輸出入銀行（輸銀）：昭和25年12月28日設立。資本金：9,673億円（昭和59年3月末現在）主要業務：船舶、プラント等の輸出金融、海外投資金融、輸入金融、外国政府等への貸付。

## イ. 二国間贈与

### (i) 無償資金協力

- 一般無償援助 …… 開発途上国が経済・社会開発、民生の安定を向上に必要とする生産物及び役務の調達に要する資金を贈与するもの。技術訓練センター、研究所、学校、病院等の建設や地下水開発用機材や医療機材等の調達が中心である。
- 水産関係援助（水産無償） …… 開発途上国の水産振興に寄与するために漁業訓練施設、水産研究施設等、建設、調査、訓練船の建造等に必要資金を贈与するもの。
- 文化関係援助（文化無償） …… 文化交流に関する国際協力の一環として実施される援助で、開発途上国における教育及び学術研究の振興、文化財及び文化遺跡の保存利用、文化関係の公演及び展示等の開催に必要な資機材の購入に必要な資金を贈与するもの。
- 災害関係援助（緊急援助） …… 開発途上地域等における災害救済のために緊急に支出される援助。先方政府へ直接供与されるのが通常であるが、日本赤十字社又は国際機関を通じて実施されることもある。
- 食糧増産等援助（食糧援助、食糧増産援助） …… 食糧農産物及び食糧増産のための物資（肥料、農薬、農業機械等）を調達するために必要な資金を贈与するもの。

以上、無償資金協力は、主として外務省が直接所管し、国際協力事業団は、一般無償援助、水産関係援助、食糧増産援助の円滑な実施のために必要な基本設計調査、実施促進業務等を分担している。

### (ii) 技術協力

開発途上国への専門家派遣、研修員受入、プロジェクト方式技術協力等により、開発に必要な技術の普及及び水準の向上に資するもので、主として国際協力事業団が実施している。

## ロ. 二国間政府貸付

長期低利の資金を開発途上国に貸付け、主に公共事業等の外貨所要資金に充てるもの。

日本輸出入銀行（O O F）及び海外経済協力基金（O D A）が実施している。

## ハ. 国際機関に対する出資・拠出等

国連開発計画（U N D P）や世界銀行グループ等経済協力に携わる国際機関に対する出資や拠出を通じて間接的に開発途上国の経済開発に寄与するもの。外務、大蔵省等より直接出資、拠出を行う。

## 第2章 国際協力事業団事業について

国際協力事業団（以下「事業団」という。）の事業は、国際協力事業団法（昭和49年5月31日法律第62号）第21条に規定されている。事業団では、その条文に従って、政府ベースの技術協力の実施を1号業務、無償資金協力業務の実施促進を1号の2業務、青年海外協力隊業務を2号業務、開発協力業務を3号業務、移住業務を4号業務、専門家の養成及び確保業務を5号業務等と省略している。以下、この順序に従って、事業団の事業を紹介する。

### 1. 技術協力事業

#### (1) 技術協力と国際約束

事業団は、途上国政府又は国際機関と日本政府との間で条約その他国際約束に基づき、「政府ベース」の技術協力を実施することとなっている。

#### イ. 一般協定と個別協定

一般協定として、経済及び技術協力に関する協定がサウジアラビア、イラク、イラン等と締結され、技術協力協定がタイ、エジプト、ジョルダン、ブラジル、コロンビア、チリ、ボリヴィア、アルゼンチン、グアテマラ、パラグアイ、ペルーと締結され個々の案件実施の大枠が決められている。

個別協定としては、後述する特定のプロジェクト方式技術協力案件の実施について、規模が大きく、かつ必要な場合に、これが締結されている。

#### ロ. 交換公文

青年海外協力隊の派遣については、交換公文により派遣取極めをし、個々の実施は口上書により行っている。

#### ハ. 口上書

研修員受入、専門家派遣及び機材供与の場合は、口上書（Note Verbale 外交文書の形態）に様式化された書類（A-1フォーム、A-2フォーム、A-3フォーム、A-4フォーム）を添付した要請が途上国から提示され、日本が協力可能な場合は、口上書によりその旨途上国へ回答することにより、国際約束が形成される。開発調査の場合は、事業団派遣の調査団と相手国政府機関とで、Scope of Work に署名（その後、口上書を交換）することにより国際約束が形成される。協定によらないプロジェクト方式技術協力の場合は、開発調査と同様に事業団派遣調査団と相手国政府機関とで合意議事録（Record of Discussions, R/D）を交換した後、口上書に様式化されたA-1からA-4までのフォームを添付した要請が途上国から提示され、日本が協力可能な場合は、口上書によりその旨途上国へ回答す

ることにより国際約束が形成される。以上のように、開発調査、プロジェクト方式技術協力の場合は、口上書交換に先立って、協力内容が複雑なため事業団と相手国機関とでその詳細について合意する二段構えの方式をとっている。

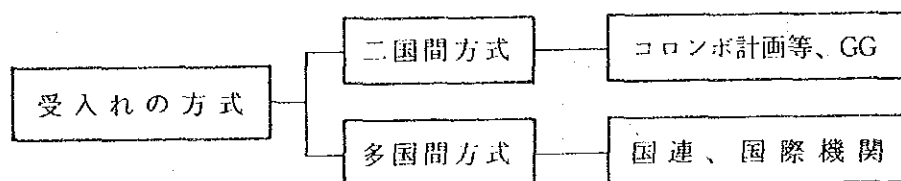
## (2) 研修員の受入れ

### イ. 研修員受入

昭和29年政府ベースの技術協力の開始と同時に、研修員受入れが始まり、途上国の開発に必要な人材の養成に協力して、途上国の技術者、研究者及び行政官を日本において研修し、併せて対日理解を深め友好親善に資することを目的としている。事業団は途上国における研修員の地位にかんがみ、高級研修員、準高級研修員、一般研修員と区分けしてその受入れを実施し、対象国として、昭和59年度までに154カ国から計5,3681人を受け入れている。

#### (i) 受入れの方式

受入れの方式としては、大別して二国間方式と多国間方式がある。



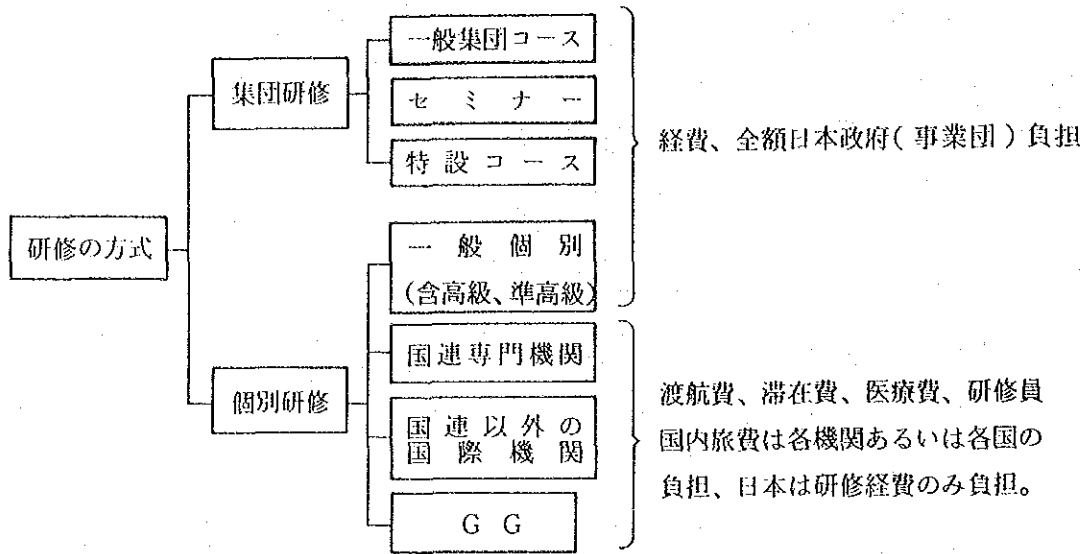
- a. 二国間方式とは、わが国と受入れ対象国との直接取決めによって受け入れるもので、その代表例はコロンボ計画（中近東、アフリカ、中南米を含む）であり、この場合、集団研修、個別研修を問わず、経費は全額わが国が負担する。

また、二国間方式には「政府一般要請計画」（略称GG）と呼ばれる受入れがあり、これは、渡航費、滞在費等を上記機関が負担し、わが国は研修経費のみ負担する方式である。

- b. 多国間方式とは、国連あるいは、その他国際機関との取決めにより受け入れるもので、経費は渡航費、滞在費等を上記機関が負担し、わが国は研修経費のみを負担する。

(四) 研修の方式

研修実施の方式としては、集団研修と個別研修がある。



- a. 集団研修とは、同種科目で各国からの要望の多いものについて、予めわが国が設定したカリキュラムに沿って各国から参加者を募集し、グループで訓練するものである。研修期間は、最長11.7ヶ月、最短2週間、平均約3.3カ月で、1コースの平均研修員定員数は約12人である。
- b. 個別研修とは、各国又は、国連その他国際機関からの個々のプロポーザルに基づき、わが国で研修可能なものについて受け入れるものである。

集団研修の要請に際し、相手国は口上書及び研修候補者の略歴等を記載したA-3フォームを、また、個別研修の場合は、集団研修の必要書類に加え、研修希望内容を記載したA-2フォームを併せて事業団在外事務所又は日本大使館へ提出することになっている。

セミナーは、広義の集団コースに含まれるが、一般集団コースが講義、実技を中心とした研修であるのに比し、各国の中堅以上の者を対象とし、講義、討論、研修員による各国事情の紹介、視察旅行等を行う比較的短期間の受入れである。

個別研修の内には、日本から派遣した専門家、調査団の相手国におけるカウンターパートの研修も含まれ、現地での技術移転に加え日本での研修によりそれを更に質的に高めることが行われている。

国連専門機関としては、FAO、UNIDO、IAEA等、また、その他の国際機関として、SEAFDEC、OAS等がある。

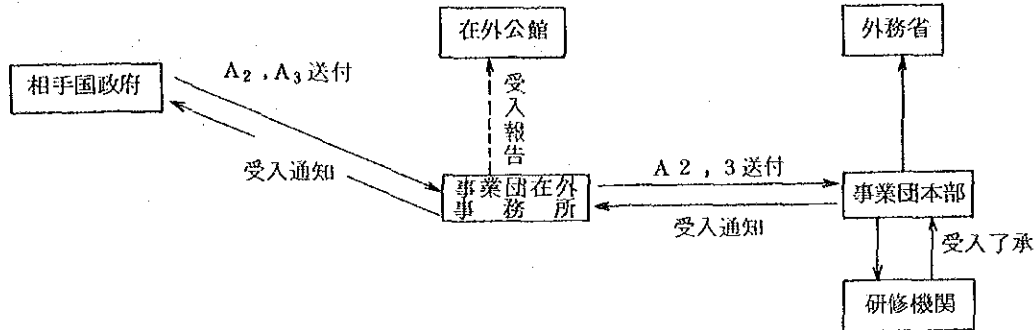
特設コースには、ある時限を区切って実施する一般集団コースと、ある国を対象として特別に実施する集団研修とがある。



(f) 受入れの仕組み

個別コースを例として受入れの準備，実施までを次に図示する。

〔研修員受入の手順〕



- |   |             |
|---|-------------|
| ① 口上書 A <sub>2</sub> , A <sub>3</sub> フォームによる要請 | ⑦ オリエンテーション |
| ② 実施の検討   | ⑧ 技術研修      |
| ③ 研修機関との協議（受入了承）                                | ⑨ エバリュエーション |
| ④ 受入回答  | ⑩ 修了証書授与    |
| ⑤ 来日準備（航空券の入手）                                  | ⑪ 帰国        |
| ⑥ 来日  |             |

前述のように個別研修の場合は，相手国のプロポーザルに基づき両国間の研修についての検討が開始されるが，集団研修は予めカリキュラムを受入機関と事業団が協議して，General Information（GIと略称）を作成し，日本側から途上国へプロポーズすることから業務が開始されるので，出発点は，日本側からとなる。この業務は，研修事業部，国内研修センター及び国内支部が担当している。

(g) 研修機関

事業団の研修センターとして，筑波インターナショナルセンター，筑波国際農業研修センター，神奈川国際水産研修センター，東京国際研修センター，八王子国際研修センター，名古屋国際研修センター，大阪国際研修センター，兵庫インターナショナルセンター，沖縄国際センターがある。

研修機関は，事業団が運営しているこれらの国内研修センターを始め各省庁の局，試験研究機関，地方自治体，大学，民間企業，各種団体等である。

各省庁の研修機関としては，大蔵省造幣局，労働省職業訓練局，農林水産省東海区水産研究所，通産省地質調査所，運輸省港湾局，経済企画庁，建設省国土地理院，環境庁，警察庁，厚生省国立ガンセンター，自治省自治大学校等多数があり，地方自治

体では、大阪市立工業研究所、兵庫県農業試験場、名古屋工業指導所、大学では、東海大学、大阪大学、神戸大学、九州大学等があり、民間・団体等として、海外電力調査会、日本水道協会、世界貿易センター、結核予防会、日本印刷技術協会等、特殊法人として、NHK、国鉄等、民間会社としてはNTT、KDD、NECなどがあり非常に多方面の協力を得て、年間約5000名の研修を行っている。

(n) 研修員の待遇と経費

- a. 渡航費
- b. 滞在費 (Living Allowance)
- c. 支度料 (Outfit Allowance)
- d. 書籍費 (Book Allowance)
- e. 資料送付料 (Literature Transport Allowance)
- f. 国内旅費 (Travel Allowance)
- g. 定期代

渡航費は、原則として来日前に本国に航空券を送付し支給する。

b から e までは日本到着時に支給され、f. と g. はその都度支給される。ただし高級研修員及び準高級研修員には c., d., e. は支給されない。

滞在費は、1日単位で計算され、支度料及び書籍費は滞在期間の長短により、資料送付料は研修員の出身地域に従って計算される。

国連、GGの研修員に対しては、上記全費用がそれぞれ本人にフェロシップを提供した機関から支給される。

以上の経費は、研修を受ける本人が受け取る費用であるが、以下の研修に要する経費 (研修経費) は、研修機関に支払われる場合がある。

講師の講義に対する謝金、テキストの原稿料、翻訳料、研修先へ研修員を引率するための旅費交通費、研修打合せのための会議費、研修のための教材・資材費等が研修経費としてあげられる。積算は毎年1ヶ月1名当りの単価を決め、それによって支出されている。

(o) アフターケア

研修を修了して帰国した帰国研修員に対し、技術水準の維持発展及び日本での研修を生かすために、集団コースの講師陣で編成された巡回指導チームの派遣、機材供与文献供与を行うとともに同一コースで帰国研修員が多くなったときはその再研修、帰国研修員同志の連携交流のため同窓会育成強化及びKENSHUIIN誌の発行配布等を実施している。

## ロ. 第三国研修

第三国研修は昭和50年より開始された。これは、開発途上国の域内の1ヶ国で類似した環境の近隣諸国から研修員を受入れ、技術移転を効率的に実施する現地研修方式で、わが国は援助供与国として、研修員に対する外国旅費、滞在費等の経費を負担し、研修実施国の研修施設、講師、教材を使用して行なう一種のアンタイ技術協力で、昭和60年度においては15カ国において23コースを実施した。

## ハ. 青年招聘

### (イ) 意義

アセアン青年招聘は昭和59年より開始された。これは、58年5月中曽根総理により提唱された「21世紀のための友情計画」として行われているもので、農村青年、都市勤労青年、学生、教員、青年指導者、公務員の6分野においてアセアン諸国の指導的立場にある青年男女を、約1ヶ月間、わが国に招聘し、日本の同世代の青年との交流を通じ、相互理解を深め、真の友情と信頼を培うことを目的としている。

### (ロ) プログラムの内容

来日後1ヶ月間の招聘期間中、下記プログラムを通して日本理解の促進、日本の同世代の青年との交流等を行う。また、来日前に現地で3日～4日の現地研修を行う。

#### a. 共通プログラム

- ・ 約1週間東京で実施
- ・ 日本を総合的に理解してもらうための、日本の社会・文化・経済等の講義及び関連施設や基幹産業の見学

#### b. 都内分野別プログラム

- ・ 約1週間東京及び近郊で実施
- ・ 各分野の全体像につき、正確な理解をしてもらうための講義や、施設見学及び日本の同世代同分野の青年との意見交換、交流の場である合宿セミナー

#### c. 地方分野別プログラム

- ・ 約1週間地方の県で実施
- ・ 各分野関連施設の視察、討論、体験、交流等2泊3日のホームステイを含む。

#### d. 視察旅行

- ・ 日本の歴史的、文化的、主要都市の見学（京都、奈良、広島）

### (ハ) 招聘人数、対象国

各国より150名（60年度からブルネイが毎年30名で追加された）を招聘。

また、61年度から同様の事業を太平洋諸国（PNG、フィジー）、ビルマを対象国として実施され、更に62年度は中国、韓国が追加される。

(ニ) 実施に当たっては、各国25名を一単位として年間9回程度に分け受け入れる。受入機関として分野別に青年団体等の協力を得て実施している。

### (3) 専門家派遣

#### イ. 専門家派遣の意義

本事業は、研修員受入事業と同じく、昭和29年より開始されて以来実施している基本的な技術協力の形態の一つである。

専門家派遣の形態はいろいろあるが、いずれにせよ専門家が保有する知識及び技術を指導、調査、研究等を通じて相手方に伝達し、途上国の人材養成に貢献するばかりでなく、専門家の全人格を通じて、途上国の人々の心に直接接触し合うことにより、相互の友好、親善にも役立っている。

ロ. 専門家派遣の形態は大別すると次のとおりである。

#### (1) 個別派遣

途上国等からの個別要請に応じ事業団が専門家をその国の政府関係機関、試験研究機関、教育訓練機関等に派遣し、指導・助言、調査・研究等に当たらしめるもので、派遣事業部がこの業務を担当している。

個別派遣には一般専門家派遣の方式としては、大別して二国間方式と多国間方式がある。二国間方式とは、わが国と途上国との直接取極によって派遣するもので、その代表例はコロボ計画であり、この場合経費は全額わが国が負担する。国際約束は、口上書とA-1フォームにより途上国が日本政府へ要請し、日本政府はそれに対し、派遣候補者の履歴、派遣時期等を記載したB-1フォームを口上書に付して途上国政府へ送付し、受入れ確認(通称アグレマン)の回答を得ることになる。多国間方式とは、国連あるいは、その他の国際機関との取極により派遣するもので、通常経費は二国間方式と同様日本政府が負担する。主な国際機関として、国連開発計画(UNDP)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)等がある。

#### (2) 研究協力専門家派遣

研究協力専門家派遣による研究協力事業は、我国の研究者が開発途上国との間で合意した当該途上国の経済・社会の向上・発展に資する研究テーマについて研究を行うことにより次の目的を達成しようとする技術協力の一形態である。

- a. 開発途上国の実情に即した開発のための理論・手法の充実、適正技術の開発及び制度の改善等に関する調査・研究を行い、その成果を当該国の開発に役立たせること。
- b. わが国の調査研究機関が有する研究蓄積と相手国研究機関が有する研究蓄積を共同研究によって相互に交流・交換することにより双方機関の充実に資すること。

c. 開発途上国の調査研究機関及び研究者の調査研究能力の向上をはかること。

研究の主要な対象としては、適正技術の研究・開発の他、開発のための理論・手法の研究、一次産品・加工品等の品質改良、生活環境の改善等の分野があるが、研究対象は特定な分野に限定することなく開発途上国の開発に役立つと考えられるものを幅広く対象とする。

(c) プロジェクト方式技術協力への派遣

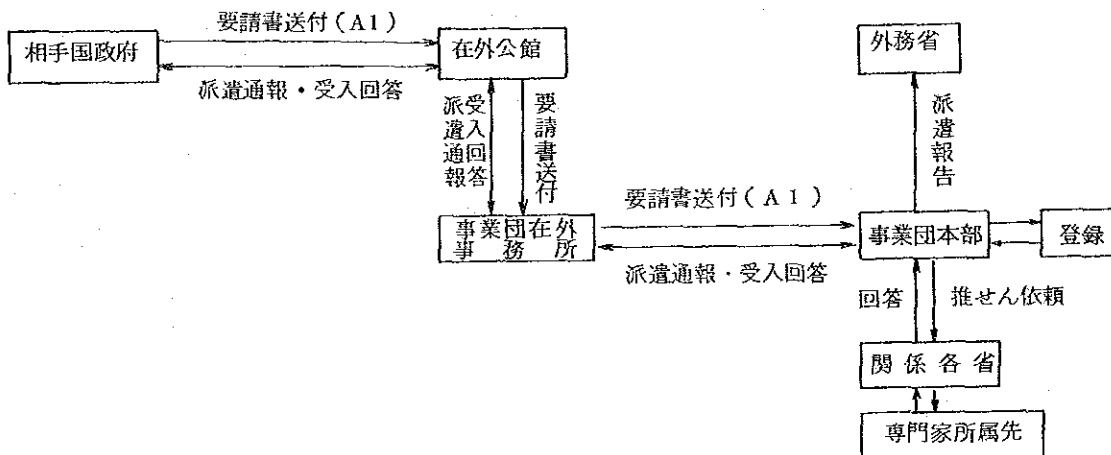
プロジェクト方式技術協力とは、(1)の技術協力と国際約束の項で述べたように、個別協定又はR/Dと口上書プラスA-1からA-4フォームに基づく、専門家派遣、機材供与、研修員の受入れをパッケージにして、途上国に対し技術の訓練、試験、教育、研究、普及指導等を行うものである。

したがって、プロジェクトの分野に応じ、社会開発協力部、医療協力部、農業開発協力部、林業開発協力部及び鉱工業開発協力部が担当している。

ハ. 専門家派遣の仕組み

個別専門家を例として派遣の仕組みを次に図示する。

<手順>



- ① 口上書、A1フォームによる要請
- ② 要請案件の検討
- ③ 人選（関係各省の推せん、登録専門家の活用等）
- ④ B1フォームによる候補者の通知
- ⑤ 受入回答
- ⑥ 派遣決定
- ⑦ 健康診断：気候、風土の異なる途上国での勤務に耐え得るかどうかの健康診断を行う。

- ⑧ オリエンテーション等：事業団は、専門家に対し任国の事情、特権免除、職務内容、携行機材の制度、派遣時期、在勤手当等の経費の問題、現地業務費、その他諸手続等についてオリエンテーションを行うと同時に十分専門家の意向を徴し打合せを行う。
- ⑨ 専門家派遣前研修：事業団は英語その他の語学研修、事業団の業務や任国事情等の事前研修、必要に応じて技術研修を実施する。
- ⑩ 派遣：事業団は派遣契約（国家公務員を除く。）を専門家と締結し、諸手続を経た後専門家を任国へ派遣する。
- ⑪ 任国への到着：専門家は通常相手国の政府機関の中でカウンターパートと共に職務を遂行する。また、専門家は任国では、事業団在外事務所と在外公館と密接な連絡を保つとともに、業務報告及び事務連絡を事業団へ提出する。
- ⑫ 任期終了及び帰国

## ニ．専門家の処遇等

### (イ) 旅費及び派遣手当

事業団は専門家の派遣期間が1年未満の専門家を短期派遣専門家とし、1年以上の専門家を長期派遣専門家とし次の通り旅費及び派遣手当を支給している。なお、長期派遣専門家の場合扶養親族を随伴することができる。

#### a. 旅費の支給

短期派遣専門家については、全派遣期間について旅費を支給する。また、長期派遣専門家については、赴任又は、帰国のための旅行について旅費を支給する。旅費の種類は、外国旅行について支度料、旅費雑費、航空賃等、日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び移転料、地方在住の専門家の上京（帰省）時の旅行について内国旅費となる。

#### b. 派遣手当の支給

専門家の任期中、長期派遣専門家には、在勤基本手当、住居手当のほか、資格要件等に該当する専門家に対しては子女教育手当、へき地手当及び特別技術手当がそれぞれ支給される。

### (ロ) 国内での給付

- a. 所属先人件費補てん：民間及び特殊法人等国家公務員以外の所属先からの専門家を派遣するとき、所属先が専門家の派遣中も従前の給与等を本人に支払う場合は、事業団がその給与等を規定限度額内で補てんする。
- b. 自営者に対する補てん：専門家が自家営業主の場合は、従前の所得を基礎にして

補てんする。

- c. 国内 俸：専門家が派遣時に無職の場合は、国内俸が事業団より支給される。

なお、国家公務員は「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」（通称派遣法）により、派遣中も国内での給与を通常の70～100%の割合で各人の所属省庁から支給されることとなっているので事業団からは支給しない。

(イ) 一時帰国制度等

一時帰国は、専門家の派遣期間中に事業団の許可を受けて、公費又は私費により、実施され、その種類として業務打合せ帰国（事業団の指示）、学会出席一時帰国、休暇一時帰国、私費一時帰国がある。

子女一時呼寄せは、事業団の許可を受けて勉学のため本邦に残してきた子女を休暇を利用して任地へ一時期呼び寄せる制度で1年間に1度これを行うことができる。

(ロ) 福利厚生制度

専門家に対する福利厚生については次のような制度を実施している。

- a. 専門家が派遣期間中、業務上災害を受けた場合の補償として「海外労災特別加入制度」を適用した「業務上災害補償」
- b. 専門家及び扶養親族の業務によらない負傷・疾病等に対する給付として「海外共済会制度」
- c. 不健康地に2年以上派遣されている専門家と扶養親族を対象に「健康管理のための旅行」
- d. 帰国後、労働意志を有するにもかかわらず生業に就けない専門家に対して一定期間生活保障金を支給する「生活保障制度」
- e. 専門家が任地で所有していた家財が天災、戦争等の非常時のため適切な措置を講じられず損失した場合にそれを補てんする「専門家損害救済金」

(ハ) 専門家の現地における技術指導業務を、より効果あらしめるよう事業団は、派遣専門家に対し「現地業務費」の支給と、「携行機材の制度」を実施している。

専門家の現地での活動費等は、途上国の自助努力を求め相手国に負担せしめるのが一般的であるが、実情は相手国がなかなかそのような経費を負担することができず、専門家の活動に支障を来し、円滑な技術指導ができないことがあるため、事業団より現地業務費を専門家に支給し専門家の技術指導をより効果あるようにしている。

(4) 機材供与

イ. 機材供与（単独機材供与）の意義

機材供与事業は技術協力の一環として昭和39年度から実施されているものであるが、

その目的とするところは開発途上国がわが国の技術協力その他により、一応の技術的知識、経験を有しているにもかかわらず、機材の欠如、不足等のため技術の訓練、伝達、普及等が円滑に行われず、または既存の技術が効果的に活用されない場合に、当該国の要請に基づき必要機材を供与し、これを通じて開発途上国の経済的、社会的発展の向上に寄与することを目的とするものである。

例えば、(イ)派遣中の専門家の指導業務を一層効果的とするもの、(ロ)専門家の帰国後に相手国側のカウンターパートがさらに業務を継続遂行する上において必要とするもの、(ハ)研修員が帰国後にわが国で研修した知識、技術を有効に活用するために必要とするものなどがその主な対象であり、いわば、「人」による技術協力との有機的組合せにより、技術協力の効果を一層高めようとするものである。

なお、このような趣旨から本事業については、①なんらかの形で「人」とのつながりがあり、また、②1件についての金額があまり多額にならないものであり、かつ、③同一品目を多数供与するというような商品援助的なものではないものを対象とすることを原則としている。

#### ロ. 機材供与(単独機材供与)の内容

機材供与事業は次の三種の事業に分類されるが、それぞれ補完的に実施することにより、本事業の実施効果の向上に努めている。

##### (イ) 一般機材 1件当たり1千万円以上のもの

事業の最も基本的なもので、要請件数、実施件数、予算額において最多数となっている。

##### (ロ) 小規模単独機材 1件当たり1千万円未満のもの

従来供与機材の対象が一定金額以上であったことから、金額の少ない小規模案件については対象になりにくかった。この点を改善するため、機材供与事業費から一定金額をイヤマークし、この枠内で小規模かつ緊急な案件に対処するもの。

##### (ハ) 文献及び技術情報供与

開発途上諸国にて使用されている技術関係の文献、図書類はそのほとんどが欧米諸国のものであり、わが国のものは非常に限られており、分野によっては皆無に等しい状態である。本事業は、わが国の高度な産業技術文献等を供与することにより、開発途上国の技術向上に寄与するとともに、従来、国際的には必ずしも十分紹介されているとは言い難かったわが国の技術情報を紹介することによって、わが国に対する認識の向上に役立せようとするものである。このような観点から本事業は、昭和56年度から開始されたもので、農業、工業、建設等の分野の日本語文献を英訳またはその他の外国語に翻訳する一方、本邦で刊行された既存の外国語の文献、図書を購入の上、



これらを専門家の派遣先あるいは帰国研修員の所属先などの機関に送付している。

#### ハ. 単独機材供与の手続き

単独機材供与のスタートから実施までの流れは、研修員受入れ及び専門家派遣のそれと同様のものでも口上書に A-4 フォームが添付されることになる。ここでは供与決定後の手続を以下に記す。

##### (イ) 仕様書の作成

仕様書 (Specification スペック) とは、機材の品名、規格、数量等機材を調達するため必要不可欠な事項を記載した書類で、このスペックの正確さが以後の業務に影響を及ぼす。品名、規格、性能、使用目的、現地での代理店、附属品、動力源についてはボルトサイズ、サイクル数、電相、コンサイニー (荷受人名) 等が仕様書に記載される事項である。場合によっては、特定メーカーを指定する (銘柄指定) こともある。

##### (ロ) 購送手続き

事業団においては、担当事業部がメーカーより当該機材についての金額、納期、梱包数等を把握するため見積書及びカタログを取り付けの上、スペック、見積書等を付した購送請求書を契約担当部 (調達部) へ提出する。調達部は、随時事業部と協力しつつ予定価格を作成し、入札説明会を開催し、入札会を開き、落札業者と購入契約を締結する。機材が製作されると、事業団は仕様書条件を満たしているかどうかの機材検収を行い、契約業者は指定倉庫へ搬入する。ここで購入契約は完了し、次は輸送契約を締結し通関、船積を行う。事業団は船積書類を外務省を通じて相手国へ送付する。相手国は船積書類により通関後プロジェクトサイトへ輸送する。

##### (ハ) 機材供与後の業務

購送機材中に、大型装置、又は特殊機材が含まれ、現地での据付作業に困難が予想される場合には、据付技術者を派遣する。

また、プロジェクトサイトに機材が到着した時点で、現地で破損等を調査し、破損・紛失等があれば、保険求償の手続をして機材を再購送する。

#### ニ. プロジェクト方式技術協力に係る機材供与

プロジェクト方式技術協力により行われる機材供与の額は、単独機材供与の額に比し比較的多額である。機材リスト及び仕様書は相手国のカウンターパートと調査団又は専門家が打合せをし、事業団が取りまとめる。

#### ホ. 専門家携行機材 (青年海外協力隊も含む)

専門家の派遣事業の一環として、専門家の現地での技術指導に必要な機材で、相手国から提供することが困難かつ不可能な機材を携行する制度がある。

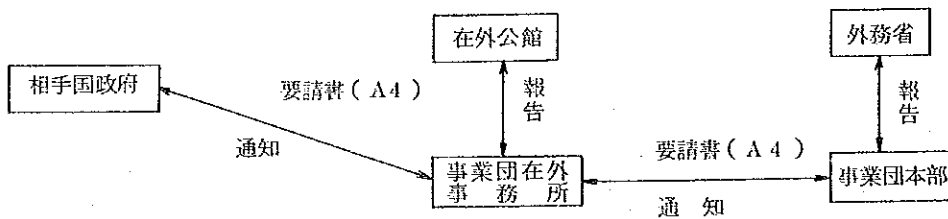
専門家本人が所有している書籍等もこの制度で輸送が可能である。機材は引取りの時点で相手国の所属となるが、専門家の技術指導に必要な機材の性格を併せ持つため専門家が在任中は専門家の管理下で使用される。

へ. 調査用資機材

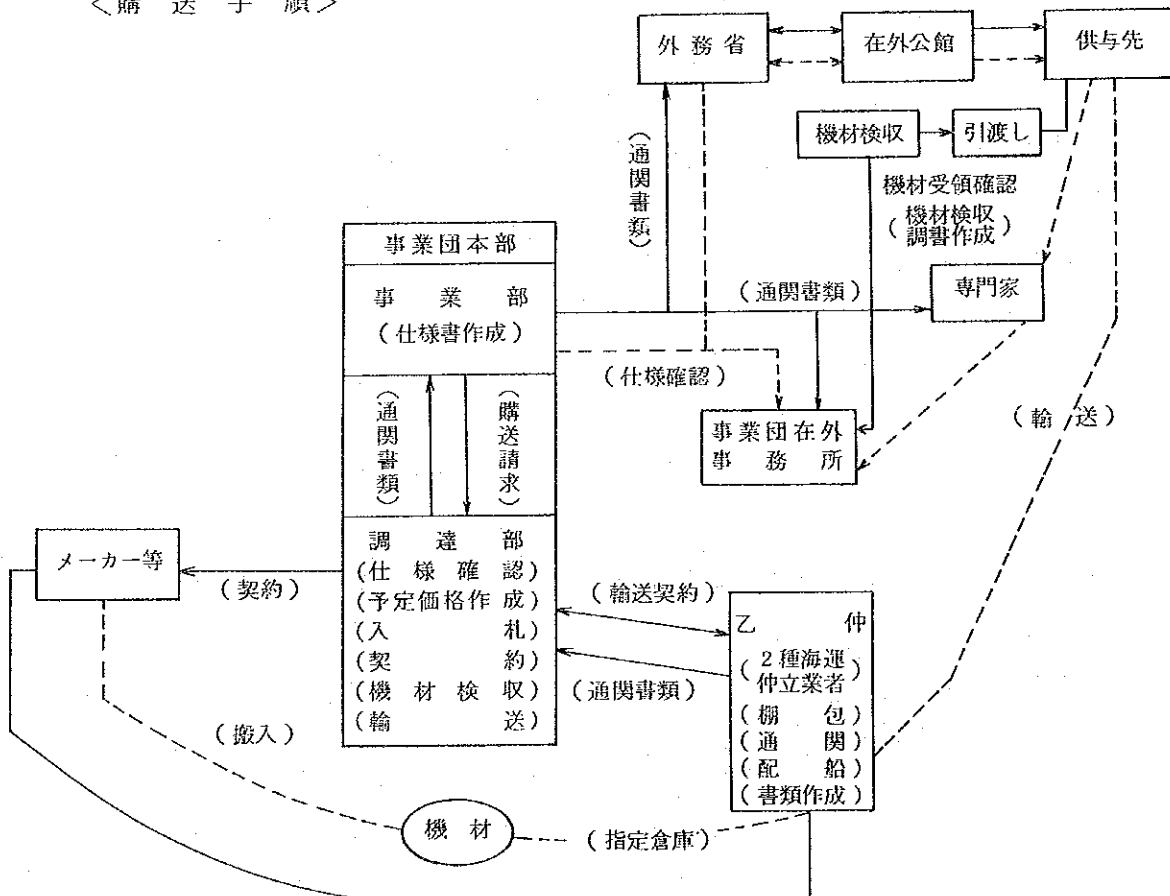
開発調査等の調査業務を実施する際、調査団が現地調査用に必要とする資機材で、事業団が購入輸送して調査団に使用せしめるものである。他の機材と異なる点は、現地調査終了後相手国へ供与することも出来ることである。（供与することなく持ち帰ることも出来る）

ト. 機材供与のしくみ

<要請から通知までの手順>



<購送手順>



## (5) プロジェクト方式技術協力

### イ. プロジェクト方式技術協力の意義

事業団が行っている技術協力の形態は、基本的には、(イ)研修員の受入れ、(ロ)専門家の派遣、(ハ)機材の供与であり、これら3形態を単独或いは組合せによって行うものである。各種形態のうちで上記3種類を組み合わせ、技術協力計画の立案から実施までを一貫して計画的かつ総合的に行うものをプロジェクト方式技術協力と呼んでいる。このプロジェクト方式技術協力は、相手国の開発計画への参加を通じ、相手国の技術者等に対し技術の移転を図ることを目的とするものであり、相手国に拠点を設け数ヶ年にわたり技術協力を行う。この協力のため事業団は各種調査チームの派遣、専門家の派遣、機材の供与及び研修員の受入れを効果的かつ有機的に組み合わせて実施している。

他方、開発途上国は、プロジェクトの拠点となる土地、建物、施設等の準備、カウンターパートの提供及び運営費等のローカルコストを負担し、相互に協力してプロジェクトを運営する。プロジェクト方式技術協力においては数ヶ年にわたり人的にも金銭的にもかなりの規模の協力を展開する関係上、事前に相互の間で実施につき十分な合意がなされていることが不可欠である。このため、通常は政府間協定あるいは事業団調査チームと相手国当該機関との間で討議議事録(Record of Discussions R/D)が署名される。

### ロ. プロジェクト方式技術協力の内容

#### (イ) 協力分野

プロジェクト方式技術協力は、現在、次の5つの事業分野で実施されており、各事業とも、①研究開発、②技術普及 ③人材養成の3機能を有している。

#### a. 技術協力センター事業(昭和32年開始)

職業訓練センター(機械、電気、自動車整備等)における技術者・職業訓練指導員の養成、科学技術(電気、通信、建設、化学工業等)の導入に伴う改良・普及等の技術開発及び専門技術者の養成。アセアン人造り協力、アセアン科学技術協力も本事業にて実施。

#### b. 保健医療協力事業(昭和41年開始)

医師・看護婦の養成、熱帯感染症等の研究、臨床医療技術、地域保健、地域医療対策、医薬品製造技術。

#### c. 人口家族計画協力事業(昭和55年開始)

家族計画従事者の養成、母子保健・成人教育等を通じての開発途上国の人口増加抑制。

#### d. 農林業協力事業(昭和42年開始)

農業・林業・畜産業・水産業における技術者・普及員等の育成、食糧増産、地方

農村開発，研究・技術開発。

e. 産業開発協力事業（昭和42年開始，昭和53年名称等変更）

中小工業等特定産業の開発，育成及び振興，農林水産物加工流通，産業開発のための制度，経営，流通。

(四) 無償資金協力との連携

プロジェクトの内容によっては，先方の資金面での制約のため，わが方の無償資金協力により建物，施設等の手当を行うケースが近年増加している。このような場合には，プロジェクトの全体計画を策定する段階で事前調査を同時に実施するなど，両事業の連携が十分にとれるよう配慮している。

ハ. プロジェクト方式技術協力のサイクル

プロジェクトの発掘から計画立案，実施を経て終了に至るまでのプロセスは概略図-3に示すとおりである。

(イ) 案件発掘

プロジェクト方式技術協力は，政府ベース技術協力の一環として，相手国からの正式要請が受理された段階から具体的な手続が開始される。しかし，相手国の要請を待つだけでなく，実際には相手国のニーズを的確に把握し，優良プロジェクトを発掘するため，在外公館，事業団在外事務所等を通じて，毎年4月頃定期的に情報の収集を行って予算要求に反映するとともに，必要に応じ，プロジェクト・ファインディング・チームあるいは予備調査団を派遣する等の努力を行っている。

(ロ) 案件発掘の段階で入手した諸情報等を基礎にし，選定された案件を対象として，

- ①そのプロジェクトが国家開発計画の中でどのように位置付けられているか，
- ②プロジェクトの目標が明確であり，相手国政府が自ら積極的に対応しうるものであるか等をポイントとして，協力の可否ならびに計画立案に資する資料収集等を目的として，事前調査団を派遣する。また，必要に応じ，長期調査員を派遣し，補足的データの入手を図る。

(ハ) 実施協議

事前調査に基づき，プロジェクトとして実施しうるめどがついた段階で，実施協議チームを派遣する。調査団は，相手国関係者と協力内容について協議し，その結果を討議議事録（R/D）として，また，具体的協力活動を，暫定実施計画（TIP）としてとりまとめ，署名する。

(ニ) 実施段階

R/Dの署名により実施段階に入るが，相手国の受入れ準備と並行して，日本から必要に応じ，短期の専門家を派遣して実施設計等実施にかかる準備を行う場合がある。

日本国内においては、関係各機関により国内協力体制の確立、専門家の人選、派遣前専門家の研修、供与機材選定、テキスト等教材作成、視聴覚教材作成、研修員（カウンターパート）受入れ等の準備を行う。実施に当って、個別の技術協力と同様の手続で、専門家派遣、機材の供与、研修員の受入れを具体的活動計画に沿って効果的に実施し、目標の実現に努める。プロジェクトが相手国に引き継がれ自立的に運営しうる段階に至るまでには、予測しえない事態が発生することも多く、これらに対応して応急対策費、プロジェクト基盤整備費、中堅技術者養成対策費等の活用を図るとともに、本部より派遣される計画打合チーム、巡回指導チームと十分協議しつつ具体的活動計画を修正する等積極的かつ柔軟な対応をすることが望まれる。

(外) エバリュエーション

プロジェクト技術協力については、その終了の段階で必ずエバリュエーション調査を行い、プロジェクトの目的達成度、適正度、自立度等について把握するとともに、プロジェクトの波及効果等について分析を行っている。

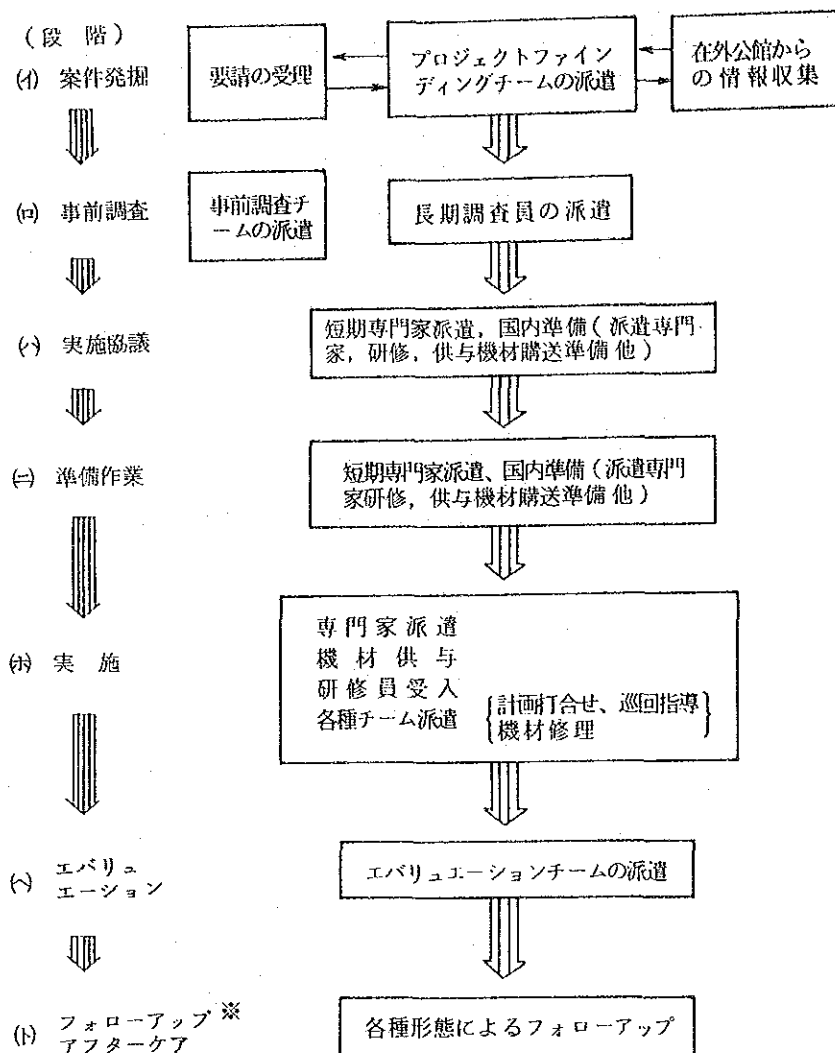
(内) フォロー・アップ

エバリュエーションの結果、必要とされる場合は、当初の協力目標を実施していない分野を中心に、機材供与、短期専門家派遣、カウンターパートの訓練等各種形態のフォローアップ協力を行うことがある。

(内) アフター・ケア

協力終了後、3年以上経過し、自助努力の成果が見られるプロジェクトにつき、調査、スペアパーツ等小額の機材供与及び短期専門家の派遣により、アフターケアを行うことがある。

図-3 プロジェクト・サイクルモデル



※ フォローアップ……………終了後3年以内  
アフターケア……………終了後3年以上を経過

(6) 開発調査

1. 開発調査の意義

一般に開発途上国において社会・経済を発展させていくためには、各種の分野で開発事業を実施していく必要がある。これらの国では必要な開発事業を全て自国の人材、技術、資金等をもって実施出来る国は少なく、何らかの形で先進諸国や国際機関（UNDP, IBRD, ADBなど）の協力を得て実施するのが普通である。開発調査事業はこれらの国においてある開発事業（これを一般にプロジェクトと称する）を実施する場合に、そのフィージビリティ調査やマスタープランを作成し、途上国政府に提出するとともに調査を通じ途上国人材の育成にあたるものである。

ロ. 開発調査の種類

開発調査をその形態別に説明すれば以下のとおりである。

(イ) 総合開発計画調査

各分野にまたがる大型総合プロジェクトあるいは特定地域の全体の開発プロジェクトに対し、開発基本構想（マスタープラン）を策定する。

(ロ) フィージビリティ調査

農業、社会的インフラ等の個別事業の技術的な可能性、投資効果を調査し、費用／便益を比較し、その社会的、経済的、技術的、財政的実現妥当性を証明することを目的としており、フィージビリティ・スタディ（F/S）レポートは開発途上国がその事業の実施の決定につき判断し、わが国等へ融資申請をするための基礎資料となる。

(ハ) 開発のための基礎データの提供を目的とした調査

国土基本図としての地形図或いは海図の作成並びに鉱物資源、水産資源、林業資源の賦存状況の把握のための調査等、開発途上国の開発計画策定のための基礎データの提供を目的とした調査。

(ニ) 実施設計調査

開発調査によって実施される最終段階の技術協力であり、すでに資金手当が確実となったものについて詳細設計図、積算書、入札関係書類等の作成を行う。

(ホ) 地下水開発調査

開発途上国の一般国民の生活に必要な不可欠な飲料水、生活用水の確保を目的とし地下水賦存状況を調査するものでサヘル（サハラ砂漠以南の西アフリカ）、中東、中南米等乾燥地域を主として対象とする。

(ヘ) プロジェクト選定・確認調査

わが国の援助を効率的なものとするため、単に相手国より要請が出されるのを待つのではなく、相手国の開発ニーズに合致した優良な援助対象プロジェクトを積極的に発掘、選定することを目的とし、併せて、必要に応じわが国政府ベース経済・技術協力制度に関する一般的説明を行う。

(ト) プロジェクト形成基礎調査

開発途上国ではプロジェクト策定能力が必ずしも十分でないため、全体的な開発計画の中での位置付けがはつきりせず、内容も不明確又は適切でないプロジェクトがある。そこで援助の効率化及び相手国の開発ニーズに合致した援助を実施するため、相手国がその開発政策に基づき具体的な計画を策定する段階から可能な範囲で協力・参画し、適切なプロジェクト形成のための種々の調査を実施する。





る需要量、測定・採取した試料、その他収集した技術データ等とその解析・検討結果、更に施設のレイアウト、構造物の予備設計、プロジェクト実施機関の組織面、運用面、建設費や工期の算定等を含むものである。

このレポートを受領した相手国は、国際金融機関や資金融資国に対してこのレポートをもとにプロジェクトのフィージビリティ（可能性、妥当性、投資効果）を説明するので融資する側にとってはプロジェクトの経済性についての的確な判断を下す重要な資料となるものである。

大きなプロジェクトになると本格的なフィージビリティ調査に入る前に踏査（reconnaissance）や予備調査（Pre-feasibility Study）が行われることも多い。この予備調査は、次の本格的なフィージビリティ調査を行う価値があるかの判断を下したり、プロジェクトの基本的な方向づけを行うほか、気象・地質などのデータやプロジェクトの経済評価に必要な諸資料の収集、また関係機関との討議や現地踏査を含むものである。

このフィージビリティ調査は、予備調査を含めて実施の効率性の観点から、コンサルタントと契約して実施するのが通例である。

#### （イ） 融資審査・実施設計・施工監理

次の融資審査（appraisal）は当該プロジェクトに融資を行う融資機関自らが行うものでbankability（投融資可能性）に焦点が置かれ、主としてプロジェクト実施機関の運営能力や投資効率、資金回収面から審査・調査が行われる。わが国の場合は海外経済協力基金がこれを実施している。

以上の各段階を経ると融資機関から資金も支出され、いよいよプロジェクト建設の段階に入る。その主な業務は、プロジェクトの具体的な設計（実施設計または詳細設計と云われる）と、この設計に基づくプロジェクトの建設及びその施工監理である。この段階からプロジェクトの建設事業が実際に行われるわけである。これらの業務は通常、プロジェクト実施国が融資機関の助言によりコンサルタントを起用して、コンサルタントが実施するのが普通である。なお、この場合のコンサルタントは一般には先記のフィージビリティ調査を実施したコンサルタントが引き続いて担当することが多い。

このようにしてプロジェクトは完成し開発途上国の発展に寄与することとなる。事業団が技術協力事業として、開発調査で実施しているのは先記のプロジェクトサイクルのうち、主として事前調査とフィージビリティ調査であるが、換言すればフィージビリティ調査レポートの作成ということが出来よう。

## ニ. 開発調査の予算

これらの開発調査事業は次の三つの事業予算によって実施されている。

### (イ) 開発調査費

外務省からの交付金。対象分野は道路、港湾、通信等のインフラストラクチャー部門と農業部門である。

### (ロ) 海外開発計画調査費

通産省からの委託費。対象分野は主として電源開発と鉱工業部門である。

### (ハ) 資源開発基礎協力調査費

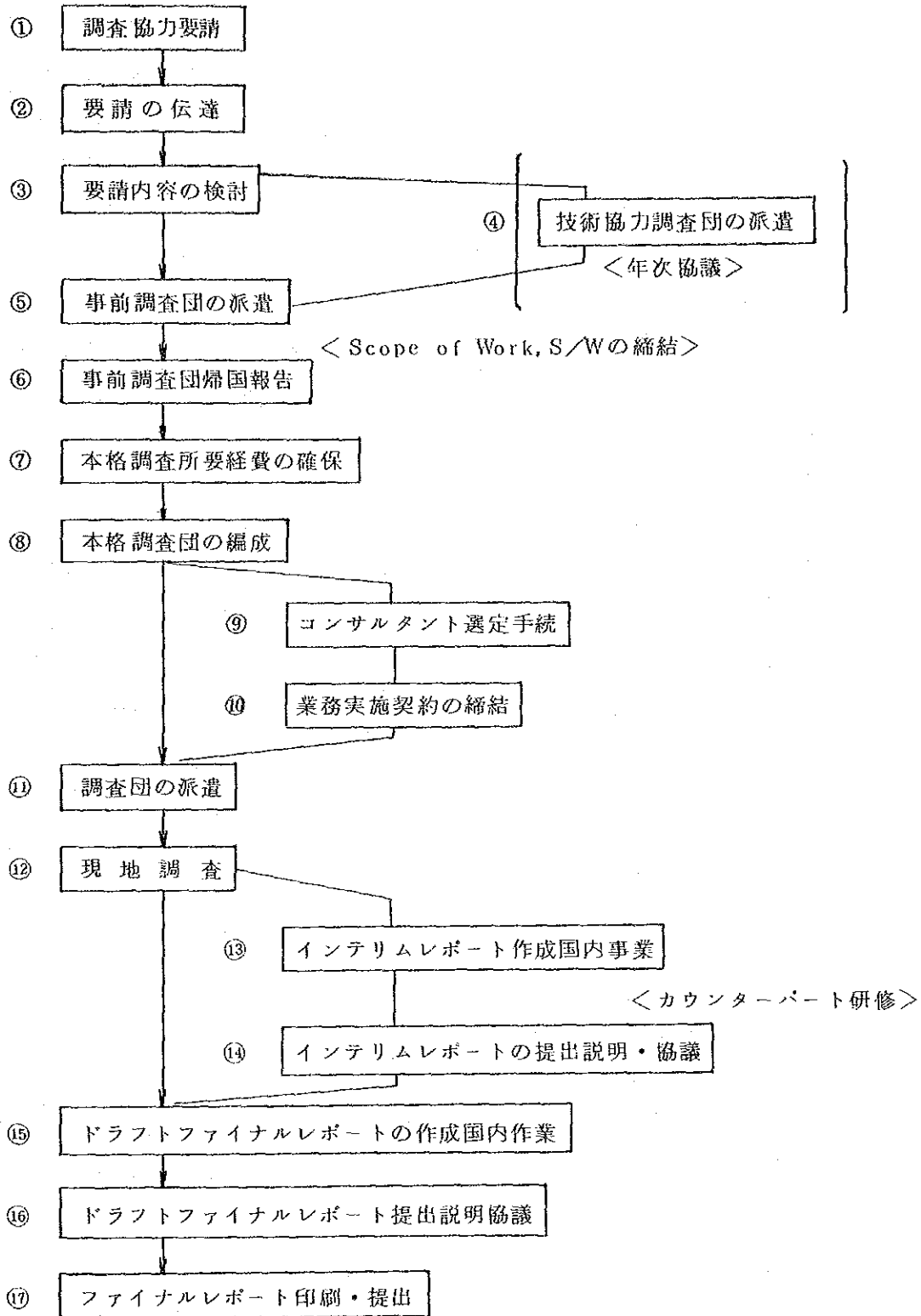
通産省からの委託費。事業団と共に金属鉱業事業団が企画し、資源有望地域の地質、鉱床に関する調査を行うものである。

これらの開発調査関連予算は86年度合計で21,261百万円となるが、これを事業団の技術協力事業費の中に占める割合で見ると25.7%であり、そのウェイトの大きさが分かる。

## ホ. 開発調査業務の流れ

開発調査事業は経済協力のプロジェクト・サイクルの中で重要な位置を占めるが、ここで開発調査(フェージビリティ調査)を実施する場合の業務の主な流れとその実施主体を見ることとしたい。

開発調査業務の流れ



ただし、ここで特に指摘したい点は、海外における開発調査の本格調査は事業団との契約により「コンサルタント」が担うこととなるがこの調査レポートは事業団の名前で相手国に提出されるのでその責任は当然事業団にある。したがって調査を実際に実施するコンサルタントとは十分に調整を取りながら、本来の目的が達せられるよう指導・監督する必要がある。

調査は原則として相手国政府の要請に基づいて行われるが、その要請は確立されたフォームが存在するわけではないので、内容が漠然として不明確なことも多い。したがって当該要請がプロジェクト・サイクルのうちどの段階のものなのか、またわが国への借款要請等が前提となっているのかどうか等について充分調査してから対応することが重要である。また、開発途上国が通常接触する他の先進国や国際機関では、技術協力と、資金協力とが一元的に取り扱われていることが多いが、我が国は技術協力と資金協力とが別々の機関に分かれて実施されているので、これらの点についての留意が必要である。

#### へ. 資金協力との結びつき

以上述べてきたフィージビリティ調査はもともと具体的なプロジェクトを完成させるために、開発途上国が先進国や国際機関に要請するものであるから、相手国が調査レポートを受領した段階で終わるものではなく、これらの国では具体的な成果を完成させるべく調査結果を資金協力に結びつける努力をすることになる。このような場合、当該国が自己資金を充てる場合を除けば、先進援助国や国際金融機関に資金協力を要請することになるが、第一義的にはフィージビリティを実施した国にその協力を要請するが多い。わが国の場合このような協力要請があったときは、

- a. 円借款に結びつける。
- b. 無償資金協力を結びつける。
- c. 技術協力の枠内で資機材供与や専門家の派遣等を組み合わせて対応する。
- d. これらの3つ又は2つを組合せて対応する。

等の形で協力を実施してきている。

事業団の実施した開発調査の結果は、上記のような対応によってその60%は何らかの形でわが国の資金的な協力に結びついており、特に最近では、dの技術協力、無償資金協力及び円借款の各型式を組合せたタイプの協力が増えてきている。

#### ト. 開発調査事業における技術移転

プロジェクト方式技術協力は研修員の受入れや専門家等の派遣によって相手国に特定の技術を伝える（移転する）といった技術移転型の協力であるのに対し、同じ技術協力でも開発調査事業は相手国に代って調査事業を代行する技術代替的側面もみられる。

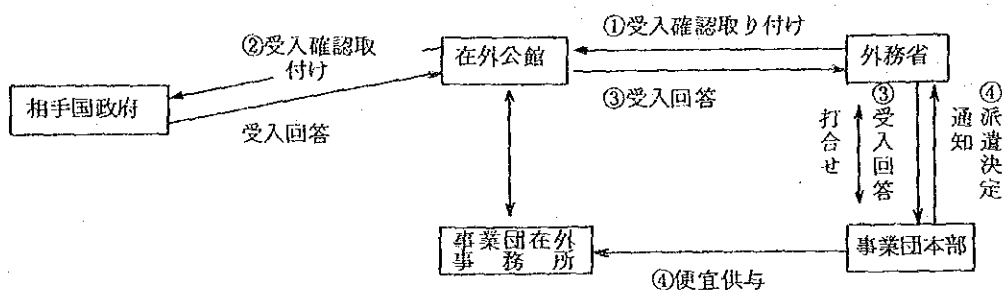
しかし、開発調査事業も、あくまで技術協力の一環であり、具体的には現地調査の現

場で、相手国政府の技術者に対する調査用機器の操作や調査手法の指導を行ったり、当該技術者をわが国に受入れ、現地調査結果の解析やレポートとりまとめに当たり共同作業を行うなどの場を通じ、開発調査手法の技術移転を図ることとなっている。

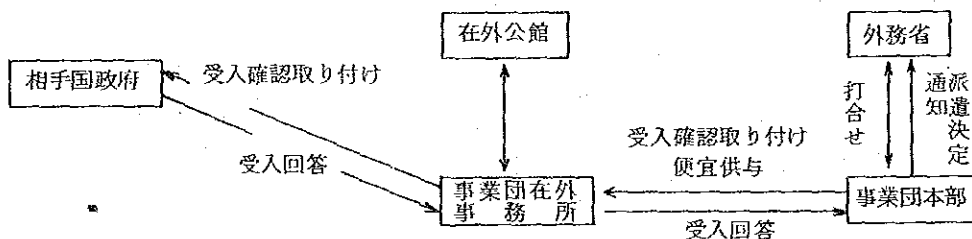
また、レポートが完成した段階では、相手国政府に提出する一方、現地において当該開発計画の関係者や高級行政官などを対象にして調査結果に基づく開発セミナーを行うような例も増えている。

#### チ. 開発調査団派遣の仕組み

(事前調査・年次協力事業等)



#### <本格調査>



#### リ. コンサルタント

先記のように開発調査事業においては、本格調査はコンサルタントと契約して行うのが通常である。その意味で開発調査事業におけるコンサルタントの役割は非常に大きなものがあり、コンサルタントとの契約に当たっては特に最適なコンサルタントを選定することが必要である。

ここでは事業団が開発調査においてフィージビリティ調査をコンサルタントに発注する場合のコンサルタントの選定の方法と契約金額の積算の考え方について述べることにする。

##### (1) 選定方法

当該フィージビリティ調査を実施するのに最も的確な知識、経験、手法、能力等

を有するコンサルタントを選定する必要があるが、この選定方法は大きく2つに分けることが出来る。一つは数社のコンサルタントから技術提案書（プロポーザル）を提出させて、このプロポーザルの内容や過去の事業団発注に係る調査業務の実績等のできるだけ客観的に評価して、競争的に契約の相手方となるコンサルタントを選定する方法（プロポーザル方式）である。この場合、プロポーザルには通常 a. 企業の業務実績・能力等 b. 調査団員の経験・能力等 c. 当該調査の手法等の三点から提案内容を記述させるのが普通である。他の一つは当該調査に必要とされる知識、経験、手法、能力等が特定の者に限られており、必然的に契約の相手方となるコンサルタントが絞られていて、その者と随意契約を結ぶ場合である。

前者のプロポーザル方式は世界銀行等の国際機関でコンサルタントを選定するとき実施されている方式であり、事業団でも原則的にこの方式による選定が行われている。

(ロ) 契約価格

以上の方法によって選定されたコンサルタントとは契約を結ぶことになるが、コンサルタントには調査実施の対価として当然たるべき金額を支払う必要がある。この金額の積算方法は、「開発調査業務等に係る業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約価格の積算基準について」として別途制定されているが、この基準は中央官庁がコンサルタントを起用して国内の諸工事を実施する場合に用いる積算方法に準じたものであり、国際機関等で用いられている積算方法と異なるものである。これらの国際機関では「Cost+Fee」との考え方からCostとFeeを明確に区分して積算しているが、事業団の場合はこの点は混然一体となった積算方法となっている。

以下に民間コンサルタントにフィービリティ調査を発注する場合の積算方法についてその概略を示す。

価格の構成費目は次のとおりである。

(I) 直接費	直接経費 (A)	} 技術費(B)
	直接人件費 (B)	
(II) 間接費	諸経費 (C) = (B) × 諸経费率	
	技術経費 (D) = (B + C) × 技術経费率	

---


$$\text{契約価格} = \text{直接経費} + (\text{直接人件費} + \text{諸経費} + \text{技術経費})$$

ここで、

- a. 直接経費………外国旅費（航空賃，日当，宿泊料など），現地調査費（車輛借上げ，傭人費など）など調査を実施するのに必要な経費
- b. 直接人件費………調査団に参加する団員の人件費で団員ごとに学歴等を勘案して月

額で定める。

- c. 諸経費……当該調査業務に要する業務管理及び企業経営に要する一般管理等の経費で  $B \times$  諸経費率
- d. 技術経費……技術経費，判断，能力等の維持，向上に要する経費で  $(B + C) \times$  技術経費率

#### ヌ. 報告書

実施された開発調査の成果は，調査後に作成される調査報告書である。これは相手国政府に事業団の名前で提出されるものであり，事業団の評価は，このレポートを通じてなされるものであり，報告書の作成に当たっては特にこの点に留意し，簡にして要を得た文意，明瞭なものを可及的速やかに作成するよう努める必要がある。フィージビリティ調査のようにコンサルタントがレポートを作成する場合には，特にこの点につきコンサルタントを指導する必要がある。また翻訳の不備や報告書の提出の遅延などにより相手国政府の信頼を失うことのないよう注意するのは当然である。

更に，調査報告書はその内容によって相手国政府の政策や開発計画などに大きな影響を与える場合もあり，翻訳や校閲の期間中にその内容が外部に出ることのないよう細心の注意を払わなければならない。また出来上がった報告書は別に定める「国際協力事業団報告書の作成及び管理に関する規程」に従って取り扱う。

## 2. 無償資金協力事業

### (1) 無償資金協力と事業団とのかわり

無償資金協力は，前章でも述べた通り，事業団の実施する技術協力とともに，二国間贈与の一翼を担っており，開発途上国に返済義務を課さないで資金を供与するもので，主として，外務省が直接所管して実施しているが（食糧援助，食糧増産援助は大蔵省が予算を所管し，外務省が実施を委任されている），事業団はその円滑かつ効果的な実施のために，(イ)無償資金協力案件実施の取極め，即ち交換公文（E/N）締結前に行う基本設計調査，(ロ)E/N締結後に行う実施促進業務を担当している。なお，事業団が担当する分野は一般無償，水産無償に限られていたが，実施促進業務については昭和59年度より，基本設計調査については昭和60年度より食糧増産援助の一部をも担当することとなった。

実施促進業務で事業団が関与する無償資金協力案件は，昭和53年4月28日に，本業務が外務省より事業団に移管されるにあたり「技術協力又はこれに密接な関連を有する事業のための施設の整備」に関連するものとされたが，近年，事業団が担当する案件の比率は著しく増大してきている。

無償資金協力は、医療保健、教育、研究等の施設・設備の建設、整備を行うもので、これら施設・設備はわが国の実施する技術協力の拠点ともなり、また、技術協力の効率的実施をサポートする場合も多くみられる。以上のことから、わが国政府ベースの技術協力を担当する事業団が、無償資金協力の一端をも負うこととなり、両協力の計画策定時から有機的な連携をもって協力を実施することは、無償資金協力により建設、整備される施設、設備の機能を一段と発揮させ、両協力の効果をより高めることと期待されており、最近では案件選定時から両協力が合同で作業を進める案件が増加している。

## (2) 基本設計調査

無償資金協力の実施は、開発途上国からの要請に応じて、日本国政府がその要請内容を

(イ) 無償資金協力として実施することの妥当性、有効性

(ロ) 計画内容や最適規模についての技術的妥当性

といった観点から審査、検討して行われるものであるが、多くの開発途上国においては計画作成についての技術不足や日本の無償資金協力についての理解不足から、日本政府がその内容を評価、検討するに十分な要請書を準備、提出できないという問題がある。このため、外務省は在外公館を通じて提出された要請案件について、地域・国別配分、協力分野の是非といった政策的判断により無償資金協力の候補案件を選定し、その中で要請書のみで前述したような審査・検討を加え難い案件について事業団に基本設計調査の実施を指示することとなる。

事業団では、調査指示のあった案件について開発途上国からの要請書の内容を検討し、計画の背景や要請の意図等に不明の点が多い場合には、主として関係省庁及び事業団からなる調査団を派遣し、計画打合せ調査（案件発掘調査、案件形成調査としての性格を有する。）や事前調査を実施し、計画の背景、内容等を明確にし、相手国と協議して基本設計調査のスコープを決定する。

要請書の検討により直ちに基本設計調査にかかれる場合や計画打合せ調査、事前調査の結果、基本設計調査の実施が適当であるとの結論が得られた案件については、事業団がコンサルタントを含む基本設計調査団を派遣する。本調査団は現地調査に先立ち既存資料、情報の収集及び解析から調査方針、調査方法等を検討し、関係者（関係省庁や必要な場合は当事業者技術協力担当部等）の確認を得る。現地調査では開発途上国関係者との協議、計画予定地及び周辺地域のサイト調査、関連施設の調査、基本設計作業に必要な資料収集等を実施する。帰国後、調査団は現地調査の結果に基づき、計画内容を整理し、計画の意義、効果等を明確にするとともに、同計画を無償資金協力により実施する場合に適切と考えられる施設、機材の内容、規模等を検討し、更には計画の実施に必要な事業費の精算を行う。また、必要な場合にはドラフトレポートを携行し、相手国側と詳細について協議、確



認するための報告書説明チームを派遣する。

以上のようにしてとりまとめられた基本設計報告書には、事業団より日本政府（外務省）及び相手国政府に提出され、双方政府は、本報告書に基づいて、国内で必要な手続（日本側では大蔵省協議、閣議決定、相手国側では実施機関、担当部局の決定、必要な予算手当等）を行なうこととなる。

### (3) 実施促進業務

基本設計調査報告書等に基づき日本政府は閣議決定を経て協力することを決定の上、相手国との間での交換公文（E/N）を締結することとなるが、これにより計画が実行段階に入る。無償資金協力の実施は先方政府とわが国法人との間で締結される契約に基づき進められるが、限られた期限内に公正かつ迅速に支障なく完了させるために、先にも述べたように「技術協力と密接な関連を有する施設の整備（必要資材の調達を含む）」を目的とする無償資金協力については、事業団が実施促進業務を担当することとなっており、その業務の内容は次のようなものである。

- ① 契約の締結促進のための調査（無償資金協力の仕組み手順の説明、実施スケジュールの協議、コンサルタント、実施業者選定に係る連絡・調整等）
- ② 入札・契約・計画実施に関する関係者への指導・助言（入札図書、入札結果等のチェック、契約書認証前審査等）
- ③ 契約の実施状況調査（契約の実施状況、工期、先方負担事項の実施状況等の調査、問題点の協議・解決等）
- ④ 仕様等作成調査（基本設計調査を実施しない機材案件のうち、必要と認められるものについて入札等が正確かつ円滑に行われるようにコンサルタントを活用して機材の仕様等を検討し精度を高めるとともに予定価格の積算を行う。）

また、事業団は協力実施後において供与施設や機材が有効に活用されているかどうか、あるいは機材の補修等の必要性の有無を調査するために実施促進業務の一環としてフォローアップ調査も実施している。本調査団派遣前に機材の補修等の必要性が専門家や在外事務所からの情報で明らかである場合には、調査団がその修理を実施できるように準備したり、調査の結果一部機材の更新、追加の必要が判明した場合には当事業団他部門の協力を得て必要機材を供与する等の対応を行っている。更に必要な場合には専門家の派遣や研修員の受入れ等きめ細かな対応を行うことにより、当該プログラムの再活性化に努めている。

### (4) 評価調査（終了時）

無償資金協力は、E/N締結以降は制度上被援助国政府がわが国企業との間で私契約を締結し実施する形態をとるので、事業終了時において当該案件に関係した先方政府関係機関、施工業者、下請業者及びコンサルタント等の業務を評価し、将来の無償資金協力の実

施にフィードバックすることは、事業の効率的かつ効果的な実施の上で重要なことである。こうした考えにたち、事業終了時に評価調査団を現地に派遣し、事業の総合的レビューを行っている。

### 3. 青年海外協力隊事業

#### (1) 協力隊の基本理念

青年海外協力隊の活動は、「開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力する」ことを目的としている（事業団法第21条第1項第2号）。開発途上にある国々の一般民衆と、職場活動と日常生活をともにすることによって、かれらの言葉で語り、かれらの心情を理解し、かれらの社会のルールとリズムを尊重しながら、かれらの自助努力の道に力を添えるものである。

この活動を実行するのは、開発途上国の国づくりに、見返りを求めず、自分の持てる力量を注ぎたいとみずから志望して参加する青年であって、協力隊の仕事が海外ボランティア活動であると言われているゆえんがそこにある。協力隊の事業は、このような青年の海外協力活動を、国が「促進し、及び助長する」（事業団法）、換言すれば、国及び国民がこのような活動を“支援”しようとするものである。

協力隊員の派遣に先立って、事業団と個々の隊員との間で署名押印する「青年海外協力隊隊員の海外活動に関する合意書」は、以上の趣旨を踏まえて、その前文に次のように記述して、相互の関係を明確にしている。

イ. 隊員は、この海外協力活動の現地での実行者であり、

ロ. 国は、隊員の活動を促進、助長するための業務を行い国民各層の隊員に対する支援活動を促進する立場にあり、

ハ. 事業団（直接には青年海外協力隊事務局）は、わが国政府と各受入国政府との間の協力隊派遣取極（交換公文による）に基づいて、国、国民の支援の促進を具体的に実施する責任をもつ機関である。

協力隊の現地での協力活動は、教育、スポーツ指導等文化協力の分野も含め、広い意味の技術協力にほかならないが、隊員が通常2年間、現地住民と一体となって協力活動・現地生活を進めていくこと自体国際的な人間交流でありかつ青年の人間形成にもつながるのである。したがって協力隊事業及び参加して活動する隊員に対する支援は、都道府県を始め地方公共団体、民間団体がそれぞれの立場で計画し実行しているものであり、このような国民的基盤の上に立ち、その基盤を拡げ固めていくことが、協力隊事業の進展にとって大きな要件になっている。

## (2) 協力隊の発足

青年海外協力隊が発足したのは1965年(昭和40年)4月20日である。その5年前に米国の平和部隊が設立されているが、その前後から官民各界で日本の青年を海外に派遣して、新しい国づくりに寄与しようという計画が論議されてきた。数年にわたる論議が結実して、外務省所管のもとに当時の海外技術協力事業団が国から委託を受けて協力隊事業を実施することになったが、発足に至る経緯から、この事業は技術協力か青年運動か、との議論が続けられてきた。1974年(昭和49年)8月に国際協力事業団が発足して、協力隊事業は明確に法文化され、前述の基本理念がそれまでの諸経験に立って形づくられるに至った。

米国の平和部隊(アメリカン・ピース・コー)との類似や比較が、しばしば語られるが、仕組みの上でのいくたの類似点にもかかわらず、決定的に異なるのは次の諸点である。

イ. ピース・コーは三つの目的(Goals)の一つに途上国民衆の間の米国人についての理解増進を掲げている。(逆に米国民の間の途上国人の理解増進も掲げている)

ロ. 米国の政治・生活様式の宣伝に傾斜した苦い経験があったが、協力隊には皆無。むしろ現地への溶込みで定評を得ている。

ハ. ピース・コーの過半(国によっては8割以上)は教育の分野、特に初中等高等学校の英語の先生始め教員隊員をもって占め、文科系出身の青年が多数を占める。協力隊は技術技能の経験・適格者が主軸をなしている。

ニ. 協力隊は満20才~35才の青年が参加者。ピース・コーは18才以上で年齢制限はなく、老年夫婦の隊員もまれではない。

換言すればこれらの諸点一ひとえに途上国のため、政治的に無色中立、技術・技能をもつ経験者で若いながらもその道のプロ、つまるところ青年の海外協力が、協力隊の特色となっている。

## (3) 協力隊業務の流れ — 募集, 選考, 訓練及び派遣

協力隊の業務は年間スケジュールに基づいて春募集と秋募集の年に2回の全国公募をもって始まる。

その順序は

イ. 受入要請のとりまとめ(3月末と9月末)

ロ. 募集(春=4~5月と秋=10~11月)

ハ. 選考

(イ) 1次試験(筆記)は各都道府県において(6月下旬と1月中旬)

(ロ) 2次試験(面接)は東京に1次試験合格者を集めて(7月下旬と2月下旬)

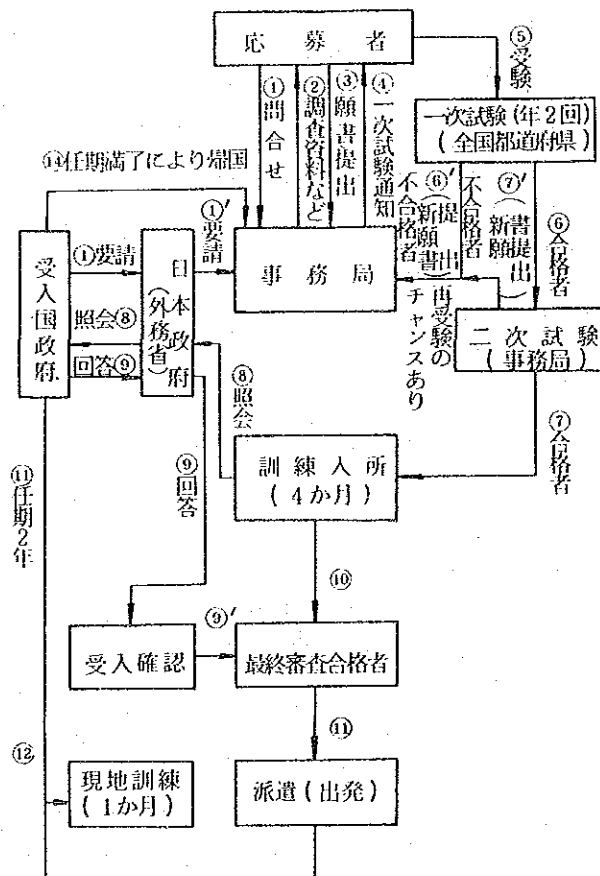
ニ. 派遣前訓練—約3カ月間。東京・広尾の訓練所では主に英語圏に派遣される候補生が、

長野県駒ヶ根訓練所では、英語圏以外の国々（仏語、西語その他現地語）に派遣される候補生が各々合宿制により訓練。

ホ、派遣－訓練終了者を年3回に分けて2年間。

この流れを表示及び図示すると、次のようになる。

区分 年次隊	募集期間	1次試験 (筆記)	2次試験 (面接)	訓練開始		訓練終了	派遣
				1次隊	2次隊		
春の募集	4月15日～ 5月31日 締切5月31日	6月中旬 の日曜日	7月下旬	1次隊	4月初旬	7月初旬	7月中旬
				2次隊	9月初旬	11月下旬	12月中旬
秋の募集	10月15日～ 11月30日 締切11月30日	1月中旬 の日曜日	2月中～ 下旬	3次隊	12月初旬	3月中旬	3月下旬



春、秋の募集期には、全国規模で多彩な募集広報、啓発活動、行事が展開されるが、選考、訓練、派遣を通じて、志望し参加する青年の個別識別に努めており、したがって最も力点を置いているのは応募相談である。応募相談には、現地活動体験者である帰国隊員の協力、参加が貴重有益である。

選考に当たっては、受入国側の要請に応え得る技術・技能の持主であることが前提であるが、次に掲げる適性を基準（青年海外協力隊事業実施要綱による）にして、人物を重視している。

- (イ) 劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
  - (ロ) 異民族社会における人間の行動様式を観察し理解し得る文化的素養
  - (ハ) このような人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性
  - (ニ) 事実を説明し自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
  - (ホ) 協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するために必要な持続する情熱
- 派遣前訓練は、協力隊事業の本質にかんがみ、かつ、協力活動の展開、充実のために
- (イ) ボランテニア性を深化させること、及び
  - (ロ) 現地活動上の適切を高めること

を目的とし、上記の“適性”に留意して企画実施している。

これによって成長の過程にある青年たる隊員を、赴任してのち職場活動はもちろん、生活一般の上でも、現地社会の体質を生かして、その発展段階に即した改良、開発の方途を現地民衆とともに考究できるというボランテニア像に近づけることを可能にしようとするものである。

#### (4) 協力隊員の待遇、気風

隊員の海外手当について、その趣旨を記すと次のとおりである。

協力隊の仕事は海外ボランテニア活動であると言い、現に協力隊の英文呼称は JOCV—Japan Overseas Cooperation Volunteers である。純粹な意味からボランテニアと言えば、みずからの余力を使って社会のために活動するものであるから、無償奉仕であることはもちろん、私費を投じて持出しになってもやると言うのが本来の姿であろう。しかし折角、開発途上国のためになることをしたい、役立ちたいと、進んで希望する青年がいるのであるから、そんな極端なことは言わないで現地に行き来する経費、現地生活の実費ぐらひは、国、国民が負担しよう、というのが協力隊の海外手当の考え方である。

往復旅費のほか、海外手当（240米ドル基準の現地生活費と、別に必要に応じて住居費）を支給しているのは、この趣旨からであって、海外手当は、給料でも報酬でもない。仕事に対する報酬はゼロと計算している。報酬ではないために、大学卒でも高校卒でも、35才でも21才でも、任地が同じ地域であるならば、現地生活費は完全に同額にしてい

る。また、その生活費といっても、住民との一体感、民衆指向、奥地前進（現地社会の深奥に進入してゆく、との意味）をモットーとし気風としている協力隊にあっては、月額240米ドルの基準を堅持している。

また前記住居費は現地の住居事情から、住居の提供を受け得ない隊員に対して、各国ごとに上限額を設けてその範囲内での実費を負担するものである。受入国によっては下宿方式をとって現地への溶込みに効果を発揮している。

派遣に当たって、勤務先から休職等身分措置を得た隊員については「所属先に対する人件費補てん」（直接及び間接人件費の補てん）が実施されるが、それ以外の大部分の隊員には、国内積立金が適用され、毎月の積立金が帰国時に、いわゆる社会復帰資金として一括支給される。これらは派遣前訓練の開始時から活動期間終了後1カ月まで継続され、積立金の月額は本邦在住期間50,000円、海外在住期間90,000円である。

休職参加者の復職は別として、帰国隊員の就職、再就職を始めとする進路相談について、協力隊事務局は、業務の一環として担当している。就職の情報・世話活動のほか、海外志望の帰国隊員に対しては、シニア隊員制度の適用、専門家派遣、各種研修、留学制度への推薦等多面的に対応している。

また、不幸にして傷病に陥った隊員に対しては、業務上災害には「災害補償」制度、業務外には「共済給付」制度をもって対処し、重傷病については協力隊顧問医の助言に基づいて、療養のための一時帰国を指示する等、「健康であるときは厳しく、災害を受けたときは手厚く」という考え方に立って対処している。

#### 4. 開発協力事業

##### (1) 開発協力事業の概要

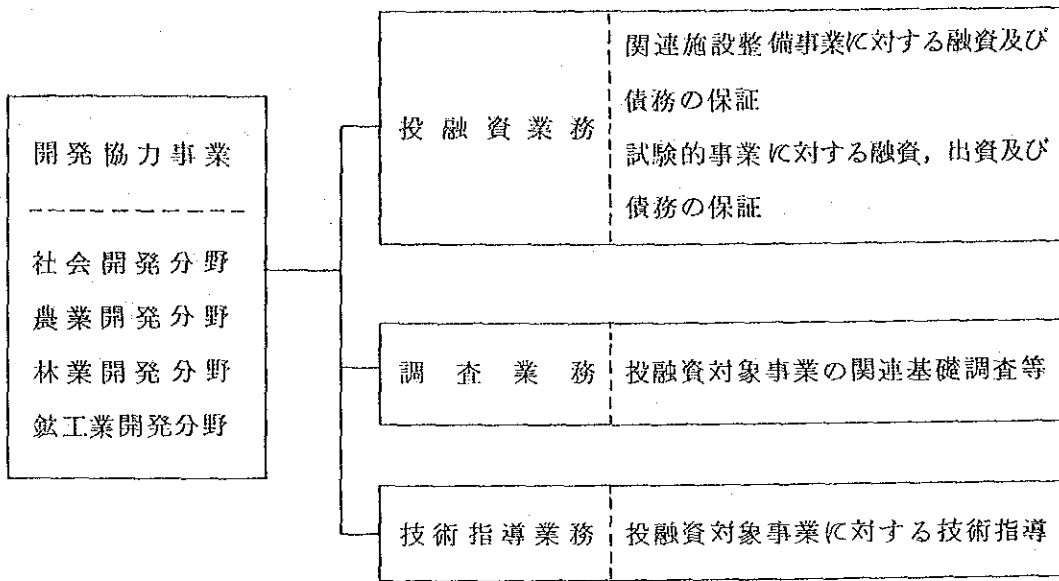
開発協力事業は、わが国の民間企業が開発途上地域等で行う各種の開発事業のうち、社会の開発、農林業及び鉱工業の開発にかかわるプロジェクトを対象としている。事業の主な目的は、リスク、収益性、技術的問題等の理由により、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金等から資金の借入れが困難なものについて、よりソフトな条件の資金を供給するとともに、技術提供を行い、事業の円滑な実施を図ることである。

この事業の特色は、政府がわが国の民間企業が実施しているプロジェクトを媒介として、開発途上国に対し支援を行うことであり、いわば、開発途上国に対する政府ベース協力との連携を強化するという使命を担った事業である。

##### (2) 開発協力事業の仕組

開発協力事業は、開発投融資業務と調査・技術指導業務によって構成され、開発投融資業務の資金供給の対象は、関連施設整備事業と試験的事業に大別される。（その仕組を図

に示すと、次のとおりである。)



#### イ. 関連施設整備事業

開発途上地域等における民間プロジェクトの実施に附随して必要となる周辺環境整備（関連施設整備）事業のうち、企業自身にも必要であり、かつ周辺地域の住民の生活や福祉の向上に資する、公共性の高い施設を整備するための事業を指す。

具体的には、次のような施設が対象となる。

- ① 公共施設であつて、地域住民の生活や福祉の向上に寄与する施設  
 学校、病院、公民館、教会、寺院、役場、郵便局、消防施設等
- ② 企業の事業活動に必要な施設であるが、地域にも開放され、地域住民の便益に供される施設

道路、港湾施設、上下水道、集会所、職業訓練所、電気施設等

なお、関連施設整備事業に対する融資等は、本体となる開発事業に日本輸出入銀行、海外経済協力基金、当事業団、石油公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫、商工組合中央金庫からの資金の供給があることが前提条件となっている。

具体例：

- ① ミンダナオ島ヤシ油開発事業（フィリピン）： 栈橋、消防施設
- ② アサハンアルミニウム製錬開発事業（インドネシア）： 港湾、道路、橋梁、町造り
- ③ ウルバノーバ宅地開発事業（ブラジル）： アクセス道路、環状道路
- ④ ウドン・クンパワビ製糖開発事業（タイ）： 道路、井戸
- ⑤ バリクパン林業開発事業（インドネシア）： 道路、学校、病院

## ロ. 試験的事業

開発事業のうち、試験的に行われる事業であって、事業実施に必要なデータが不足しているためリスクが高く、技術の改良または開発と一体として行わなければ、その達成が困難な事業を指す。

農業分野の栽培試験、家畜等の飼育試験、林業分野の造林試験、未利用樹加工試験、鉱業分野の軽石、原料炭、燐鉱石、岩塩などの開発、採掘、選鉱、製錬、社会開発分野の低価格住宅の建設、特殊地盤地域の土地造成事業等、多岐にわたっている。

なお、鉱工業のうち、石油（オイルサンド及びオイルシェールを含む）、可燃性天然ガス、金属鉱物にかかる鉱業ならびに工業については、石油公団・金属鉱業事業団の支援制度があることや、工業は立地的にみて地域差がなく試験的事業に該当する事例が乏しいこと等により、試験的事業の対象から除かれている。

具体例：

- ① マダニ試験的造林事業（バブア・ニューギニア）： パルプチップ用材の造林樹種開発
- ② アラスアサン試験的造林事業（フィリピン）： 未利用地での試験造林
- ③ 日伯農業開発協力事業（ブラジル）： セラード地域における基幹作物（とうもろこし、大豆、ソルガム、小麦等）の試験栽培
- ④ タイ国とうもろこし開発事業（タイ）： 日－タイ農協の協力によるとうもろこし増産
- ⑤ ジャワ薬草開発事業（インドネシア）： 熱帯薬草植物の試験栽培

## ハ. 調査・技術指導業務

先に述べた関連施設整備事業、試験的的事业等に必要な調査と技術指導を行うことである。さらに、それらに支障のない範囲内で、開発事業に従事する本邦法人からの要請に基づいて、その事業に必要な技術指導を行うこともできる。

### ① 調査

開発の規模、政策面での重要性に応じて、開発基礎調査・投融資審査等調査などがあり、技術的妥当性や経済協力効果等を確認する。

### ② 技術指導

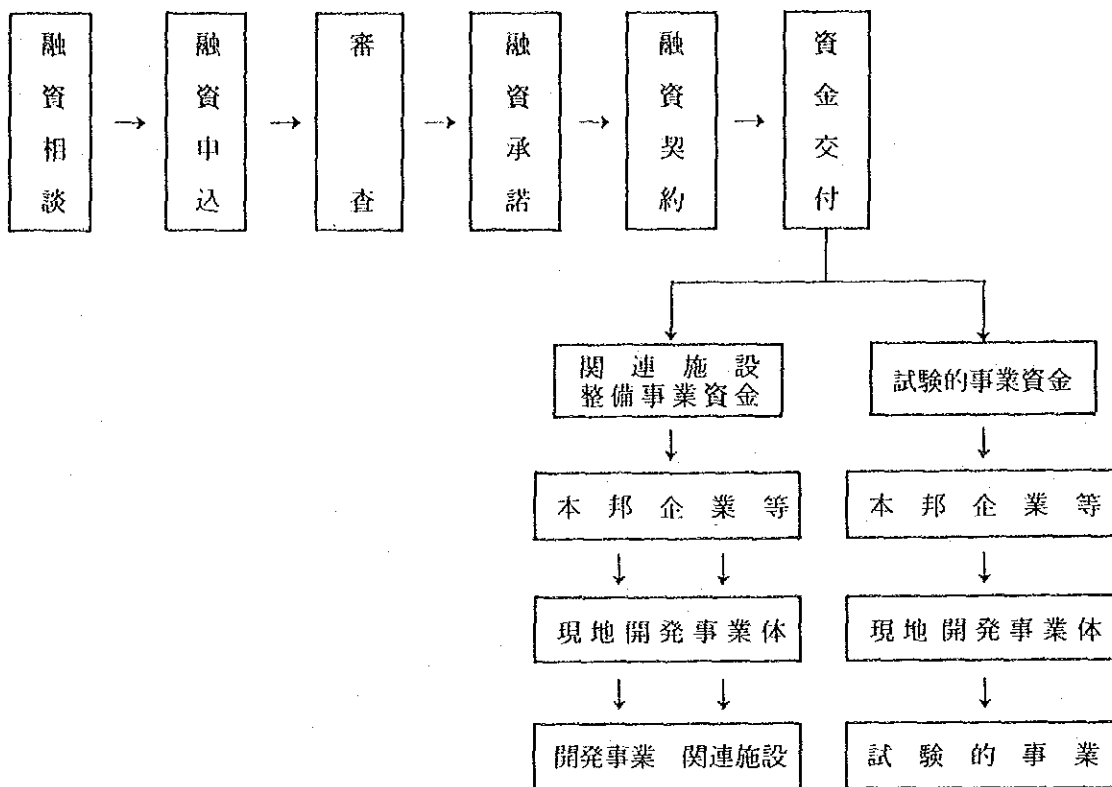
開発事業等に従事する現地側の技術者の本邦への受入研修と、技術指導のための日本人専門家の派遣を行う。

### (3) 開発協力事業の手続の流れ

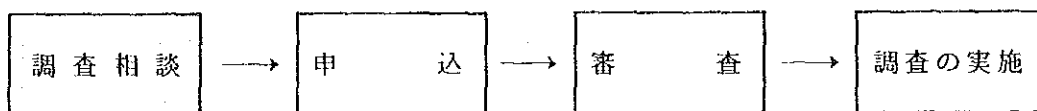
手続の流れを図にすれば次のようになる。



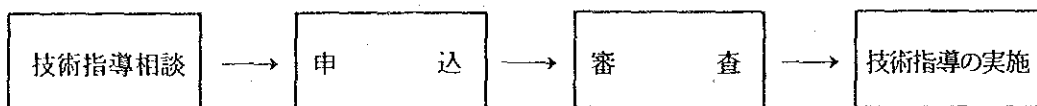
投融資業務



調査業務



技術指導業務



なお、技術指導業務のために派遣する専門家経費、研修員受入経費等については、その性格に応じて、受益企業から一部経費の徴収を行う方式となっている。

## 5. 海外移住事業

### (1) 移住の意義

日本人の海外移住は憲法第22条2項で基本的人権の一つと認められており、日本政府も、明治以来国民の海外移住を常に援助する方向を示して来た。日本人の海外移住に関する意義若しくは理念は時代の流れとともに、その時々、社会的背景を反映して変遷を重ねてきた。

第2次世界大戦後の移住の再開は、荒廃した社会と敗戦による海外からの引揚者を起因とする経済不況と人口圧により始まったのであるが、社会が平和と安定を取り戻すと共に国民の海外発展に正しい指針を与え、日本にとっても移住先国にとってもプラスとなる移住を実現しなければならないとの考え方が政府内部や有識者の間に生まれた。これを受けて日本政府は、ブラジル、アルゼンティン、パラグアイ、ボリビアの各国と順次移住協定を結び、移住者の定着・安定とその繁栄のための日本と移住者受入国双方の協力関係を明確にし、もって移住者が受入国の地域開発にも寄与するものであることを確認した。更に海外移住審議会が設けられ、海外移住の理念と移住施策のあり方を審議することとし、同審議会は昭和37年、46年、新しくは昭和54年1月に、夫々政府に対し答申した。この答申は、その時代背景を踏まえて検討・審議されたもので、移住政策の骨子をなすものであり、当事業団の移住業務もこうした考え方にのっとり実施されている。

答申の精神を要約すると次のようになり、これが現時点における海外移住の理念若しくは意義となっている。

『海外移住は単なる労働力の海外への移動ではなく、移住者がその持てる能力の新たな可能性を求めて自己の発意と責任において個人の幸福追求の道を開かんとするものである。しかも彼等が移住受入国において良き市民として定着し、日本の経済、社会、科学、文化等の発達を背景として、その国の進歩に寄与することは国際協力の促進に資するものである。特に、後進地域への移住は、これら地域の経済及び社会の発展に寄与するものである。』

### (2) 移住業務の概略

#### 1. 移住知識の普及・相談

海外移住の意義・内容及び移住先国の実情等を広く国民に周知せしめるために、機関紙「海外移住」をはじめ各種啓発資料等の印刷物を作成・配布しているほか、テレビ・ラジオ・新聞等のマスコミを通じてパブリシティ活動を実施している。

青少年への海外発展思想の啓発・普及のため、「全国高等学校海外教育研究協議会」「日本学生海外移住連盟」への協力・援助、高校教師・学生・学識経験者の海外派遣、などの業務を実施している。

一方、国内支部では、移住に関する展示・講演・映画会等を実施して現地の事情全般

についての詳細な説明や海外移住の啓発に努めると同時に、移住希望者に対する具体的相談を行い、移住を決意した者に対しては、移住申し込み手続の指導から日本出発までの相談・指導を実施している。また昼間仕事を持つ人々に対して夜間相談会を開催して説明・相談の便宜を図ったり、移住希望者が語学研修や現地研修を行う場（「移住友の会」等）の提供も行っている。

また、海外日系人との連携を密にするため、海外日系人協会に対して助成を行っている。

ロ. 移住者の渡航にかかわる業務

移住が決定した者が、本邦を出発し現地へ到着するまでの間を安全かつスムーズに運ぶべく、事業団は次の援助を行っている。

(イ) 渡航費の補助

中南米諸国への移住者に対して、渡航費が高額でありこれが移住者にとって経済負担過重となることを考慮しその負担を軽減するため、移住に必要な最低限度の旅費のうち運賃相当額を次表の支給率に応じて支給している。

渡 航 費 支 給 基 準

区 分		年 間 所 得	支 給 率
技 術 用 移 住 者	単 身	200万円未満	80%
		200万円以上	0%
移 住 者	家 族	180万円未満	100%
		180万円～300万円未満	80%
		300万円以上	0%
自 営 移 住 者		350万円未満	100%
		350万円～480万円未満	80%
		480万円以上	0%

なお、やむを得ない理由による場合を除き、自己の都合で本邦出発後2年以内に帰国した場合は、移住者は支給を受けた渡航費に相当する金額を返納しなければならない。

(ロ) 移住オリエンテーションと宿泊施設の提供

移住者の渡航出発に際し、直前の一定期間（1週間以内）海外移住センターに宿泊させ、現地事情等のオリエンテーションを行うとともに必要な手続を完了させる。ま

た、移住先国においても到着時の一時宿泊施設を提供し、現地事情の説明や指導を行っている。

#### ハ、訓練・研修の実施

##### (イ) 移住者（希望者）の訓練・講習

移住者（希望者）に対して、移住先国社会に速やかに適応し持てる能力を十分に発揮できるよう渡航前・渡航後の訓練・講習を実施している。

##### (ロ) 移住者子弟等本邦研修

移住地社会の充実・発展のため、移住者およびその子弟を対象とした本邦研修を実施している。この場合、往復航空運賃、支度費、滞在費、教材費、授業料等を事業団が負担している。

#### ニ、海外開発青年事業

60年度から新しい制度として発足した。

これは、日系社会の発展、活性化に必要な水準の高い技術を持った青年30名を日系社会の関連分野において3年間活動せしめ、その体験を通じて現地定着を自らの判断で行なわしめることを目的としている。青年に対しては3年間の現地生活費、往復航空運賃等を事業団が支給するほか、自立創業資金を国内で積み立てる。

#### ホ、移住者の援助指導業務

##### (イ) 生活環境の整備

移住者受入国が移住者の居住地域の整備に努力することは当然であるが、中南米諸国においてはなお開発途上にある国が多く、主として財政上の理由から日本人入植地にまで手が回らないこともあるので、移住先国の施策を補完する意味で以下に述べる施策を実施している。

##### a. 医療衛生

- (a) 主要入植地に診療所を設置し、運営し、医師・看護婦を配置している。
- (b) 移住者の比較的多い地区では、その近隣都市に特約医を委嘱し、散在する移住者のためには巡回診療を実施している。
- (c) 医師及び看護婦の育成のため育英資金を支給している。またこうして、育成された医師の本邦研修も実施している。（前述ハロ参照）
- (d) 予防衛生知識の普及のための指導や啓発映画の上映等を実施している。

##### b. 教育

- (a) 教育施設（学校・教員宿舎・寄宿舎等）の建設や教材の整備に補助を行っている。
- (b) 入植地の学校に勤務する教師に対し謝金を支給している。

(c) 中・高校生及び大学生に対する奨学金の支給を実施している。

(d) 移住者子弟の日本語教育のため日本から指導教師を派遣し、現地日本語教育の指導に当たらせている。また、現地日本語教師に対して謝金を支給するとともに、54年度から本邦研修を実施している。

c. 生活改善指導

(a) 中南米日系社会における老人問題対策として、現地日系団体の社会福祉担当者の本邦研修を実施している。

(b) 生活改善の一環として、VTR機器セット、図書などを公民館備品として送付し、生活改善普及に努めている。

d. 電化・道路

移住者の生活環境改善と生産力の増大に重要なファクターとなる入植地の電化、道路の整備（造成・修理等）に助成を行っている。

e. その他

入植地の治安対策や自治体の育成に対しても、補助金の支給等の援助業務を行っている。

(4) 営農普及指導

農業に従事する移住者の定着・安定を促すため、営農相談に応ずるのはもちろん、講習会の開催や営農技術指導用パンフレット作成・配布、巡回指導等日常の普及活動を行っているが、それ以外に次のような施策を実施している。

a. 試験農場の運営

(a) 営農指導の基礎的データの確立のため試験農場を運営している。

(b) 前述の試験農場には農業専門家を派遣し、試験研究及び移住者への指導を実施している。

b. 営農指導・普及

(a) ブラジル国内在住の農業専門家を後発地域に派遣して営農指導に当たらせている。

(b) 中南米の後進地域の移住者及びその子弟の農業技術向上、経営改善を目的として、先進地域（主としてサンパウロ）において集団研修を実施している。

(c) 奥地移住地農協職員の育成を図るため、先進地域（サンパウロ）の農協に委託し研修を実施している。

(d) 移住者農業研究グループ育成のため補助金を支給し、活動を助成している。

c. 営農改善特別対策

主要移住地の営農改善、振興を図るため適宜特別対策を実施している。ちなみに、

昭和59年度においては、ブラジル国第2トメアス入植地のマラクジャジュース加工工場、パラグアイ国アルトパラナ入植地の大豆種子貯蔵用サイロ、アルゼンティン国アンデス入植地の土壌改善機械、ボリヴィア国サンファン入植地の鶏病センター。

#### (イ) 移住者への融資

日本と異った社会・経済条件の中で移住者が定着・安定を達成するためには相当の努力と期間が必要で、特に移住後の年数が浅い場合には現地金融機関に対する信用度の不足のため必要な資金の融資を受けることがなかなか困難である。このため、移住者及び移住者の団体で農業・漁業・工業その他の事業を行う者が、現地金融機関を有効に利用できるようになるまでの間、必要な資金を融資する制度を設けているほか、昭和60年度からは移住先国における日系企業の発展を促すための融資についても道を開いた。

移住融資の貸付はすべて現地貸付で、その手続は事務所が所掌しているが、一般的に次の手順によっている。

なお、ブラジル国においては、ブラジル政府の要請により事業団の現地法人が解散したため(昭和56年9月)、当事業団の直接貸付ができなくなり南米銀行を通じて貸付を実施。

##### a. 借入申込相談

希望を聴取し相談表を作成する。(借入申込相談者審査会を支部内で月2・3回開催し、申込受付可否を決定する。)

##### b. 借入申込書受付

借入申込金額、資金の用途、償還期間、担保、連帯保証人等を確認する。

##### c. 審査調書作成

申込者及びその事業の適格性、償還能力、担保能力等の審査を行う。

(貸付が決定したら、貸付金額、返済条件、担保設定等を決定する。)

##### d. 貸付稟議書作成及び決裁

##### e. 公正証書作成依頼

##### f. 貸付日通知

資金の手配を行い、貸付日を決定し、その旨を申込者に通知する。

##### g. 貸付の実行

貸付契約を締結し、資金を交付。

##### h. 公正証書の登記

##### i. 資金用途の確認

領収書等により資金使途を確認する。

(二) 入植地の造成と分譲

移住者の入植及び雇用農移住者の独立を容易にし海外移住の円滑な実現を図るために、移住者の希望・適性・経済力を勘案し、また受入国の開発計画或いは農地改革等に沿って、政府出資金を原資として、入植地の取得・造成・管理・分譲を行っている。それぞれの業務を簡単に説明すると次のとおりである。

a. 入植地の調査・取得

候補地の自然・社会・経済等諸条件の調査・検討を行い、今後の移住者動向と入植の見込み更には周辺入植者の営農状況等を勘案し、土地の購入を決定する。

b. 入植地建設計画

土地利用、造成工事、分譲、入植、移住者の標準営農計画、公共施設及び共同利用施設並びに市街地の整備、入植地全体の予定原価、資金計画等を含む建設計画を樹立する。なお、所在国の所轄官庁はこの建設計画に基づき、当該地域の地域開発・農地改革等の見地より、これを審査・調整して入植地設置許可を与えている。

c. 入植地の造成・管理及び分譲

年度毎に事業計画及び入植の進捗度等を考慮して実施計画を作成し、分譲を行う。なお、分譲価格は、入植地の取得・造成に要する費用等の原価を基礎とし、近傍地価等を勘案のうえ決定する。

へ. その他の業務

(i) 出 資

海外において、移住者の定着及び安定に寄与すると認められる農業・鉱業・工業その他の事業を行うもの（移住者及びその団体は除く）に対し、必要を出資することができるが、現在は、日本イタプア製油投資会社のほか数件に出資している。

(ii) そ の 他

外務大臣の認可を受けて、事業団法第1条の目的を達成するうえで必要な次の事業を行っている。

a. パラグアイ国エンカルナシオン市及びボリビア国サンタクルス市に所有する倉庫の移住者団体への賃貸

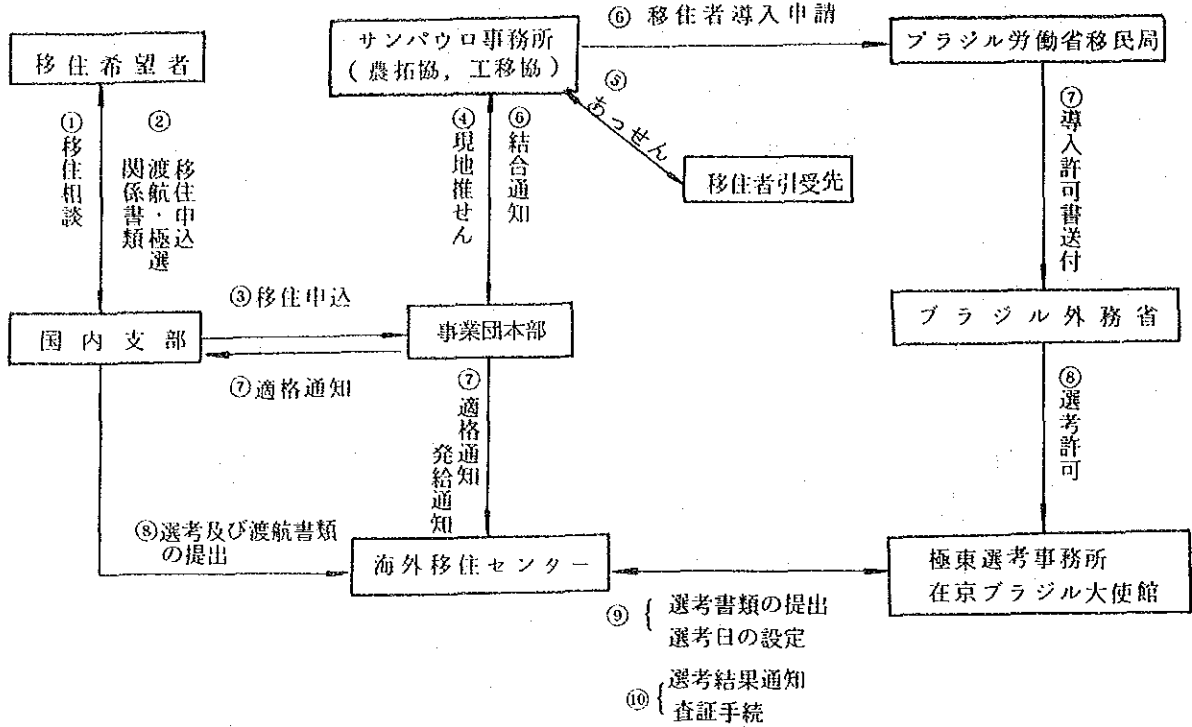
b. ブラジル国バルゼア・アレグレ入植地にある牧場の運営

(3) 移住手続の流れ

移住手続とは、本来、移住希望者と当該国の大使館・領事館等の担当セクションとの間で行われるものであるが、中南米諸国の如く移住協定に従って事業団が手続事務を担当する場合や、カナダ・オーストラリアの如く在日公館より事業団に対して移住希望者の相談

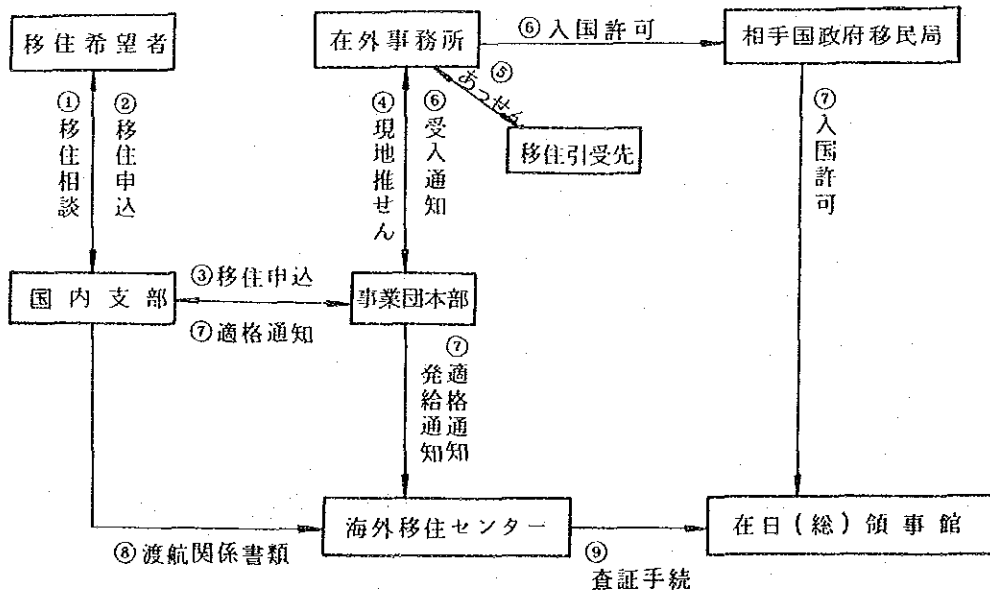
及び手続上の指導につき協力依頼のある場合もある。こうしたそれぞれのケースにつきその事務の流れをフローチャートにすると次のとおりである。

イ. ブラジル向移住者



(注) 近親呼寄移住については、移住希望者およびその呼寄人が相手国官憲に手続を行うことになっており、事業団はその手続につき相談・指導に当たっている。

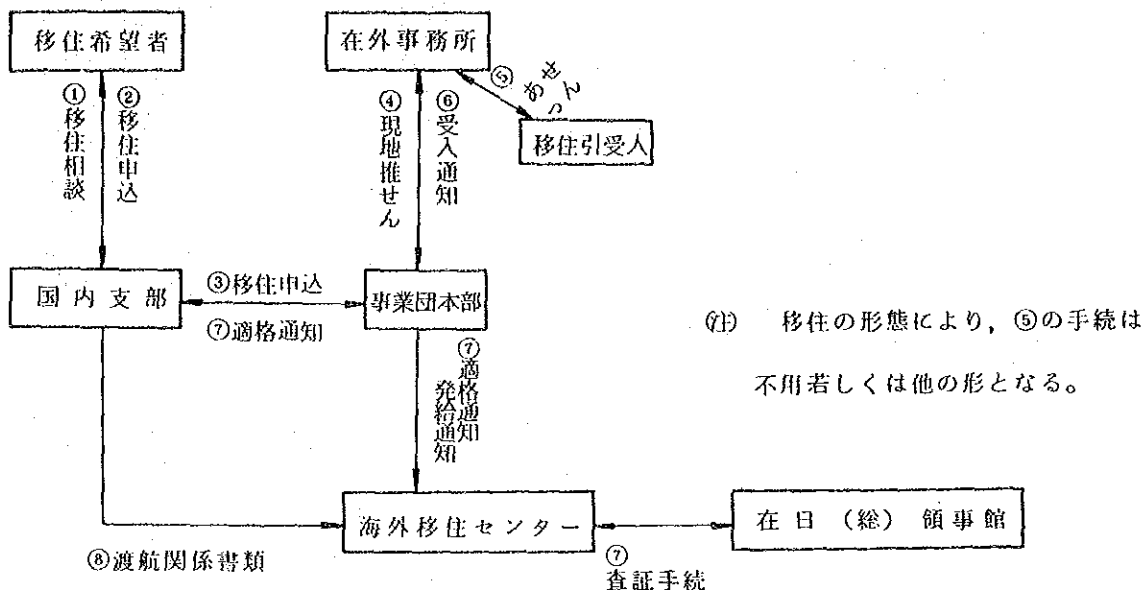
ロ. アルゼンティン・ボリビア向移住者



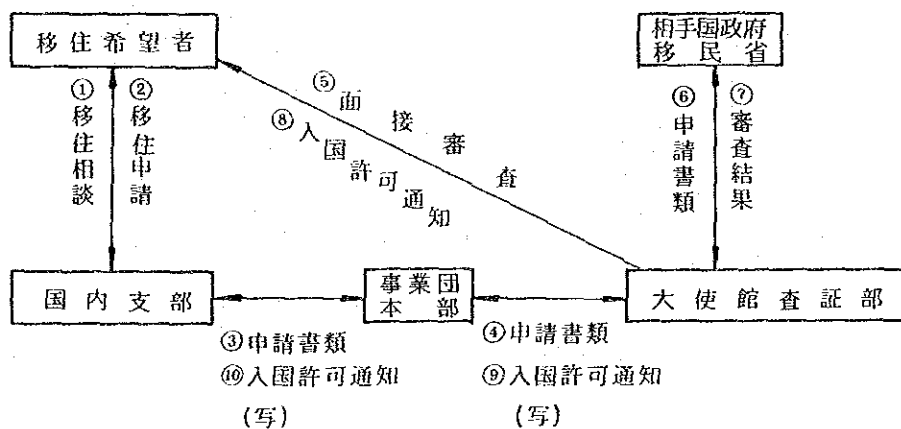
(注) 移住の形態により⑤の手続は不用若しくは他の形となる。



ハ. バラグアイ向移住者



ニ. カナダ、オーストラリア向移住者



- (注) 1. 雇用先が決定している場合は、審査に非常に有利である。  
 2. 近親呼奇移住については、移住希望者及びその呼寄人が相手国官憲に手続を行うことになっており、事業団はその手続につき相談・指導を行う。  
 3. カナダ移住の場合、審査は移民省でなく、大使館査証部が行うため⑥、⑦の事務は省略される。

## 6. 技術協力等の人材の養成・確保

### (1) 人材養成・確保の意義

技術協力は、「人から人」への全人格的な触れ合いを通じて技術を移転し、開発途上国の「人造り」に寄与するという意義と特徴をもった事業である。このため、協力活動に直接従事する「人」すなわち、十分な能力と豊富な経験をもった優秀な専門家を適切かつ十分に確保するとともに養成することが、技術協力を円滑にまた効果的に推進するために重要な要件となっている。

このため、事業団は設立に当たって、事業の柱として人材の確保（優秀な専門家を発掘し確保する。）及び養成（専門家としての能力の向上を図るため研修及び関連諸事業を実施する。）に取り組むこととし、事業団法第21条第1項第5号（第5号に掲げられていることから、通称5号業務といっている。）に明示され、これに必要な各種の事業を行っている。

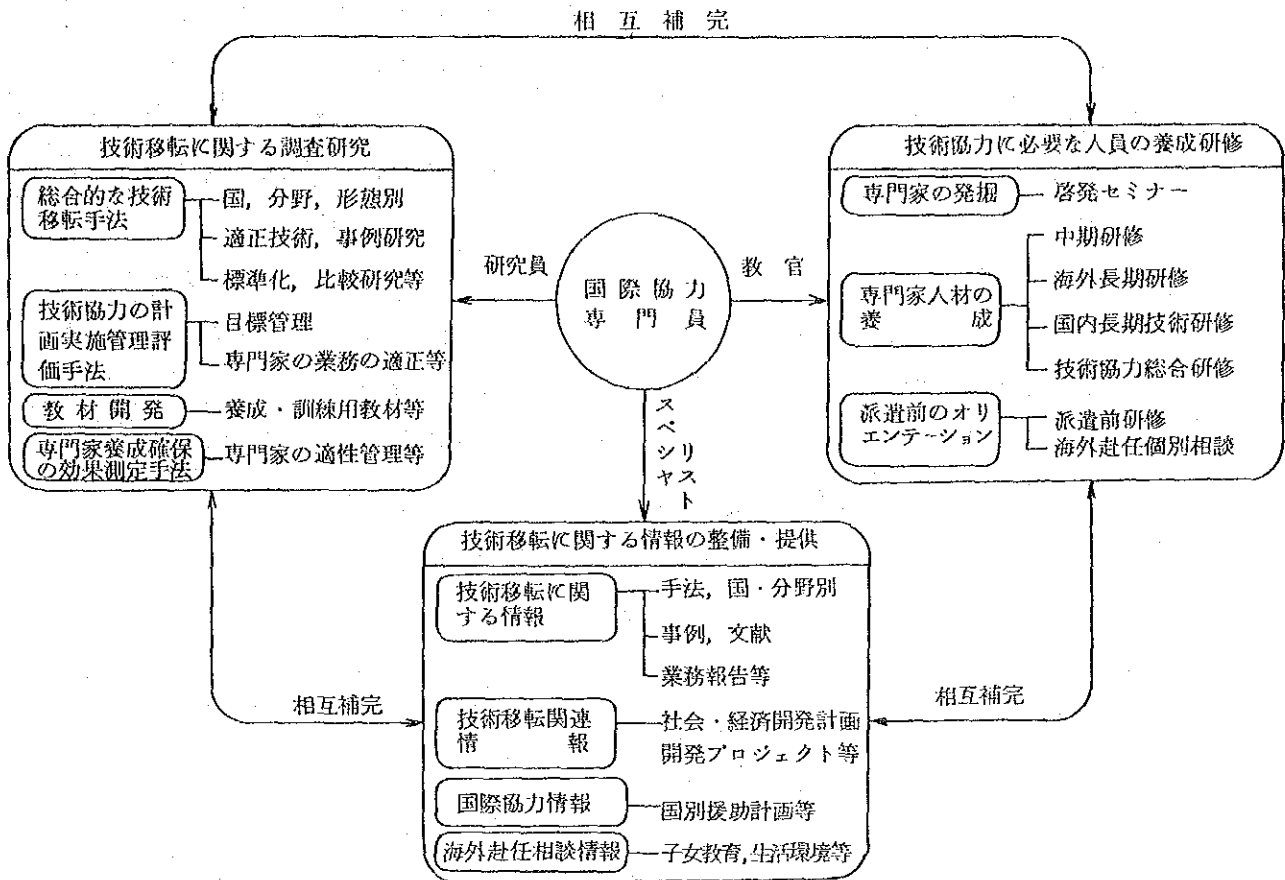
### (2) 国際協力総合研修所の設立

従来わが国の技術協力専門家の大半は、官公庁、民間等国内の既存組織にその都度派遣を依頼す方式によって確保されてきたが、専門家のほとんどが通常はそれぞれの所属先本来業務に従事している者であって、技術協力を専業としている者でないこと、また、技術協力の急速な拡大と多様化に伴って、多種多様の専門家派遣要請が急増していること等の要因により優秀な専門家の適切な確保が困難となってきた。

専門家の養成確保の問題は、技術協力の根幹にかかる重要事項として指摘されており、「技術協力専門家養成確保総合検討委員会」（小倉武一座長）及び同「専門委員会」（遠藤寛二委員長）で検討が行なわれた結果、本問題に対し組織的に対応することの必要性が提言された。事業団は、この提言を受けてその具体的な計画策定に着手し、昭和58年10月1日、国際協力総合研修所が事業団本部の付属機関として設立されるに至った。

国際協力総合研修所の業務は、国際協力専門員（国際的技術協力を専門とする者）を確保し、併せて技術協力等の業務遂行に必要な専門家等人員の養成研修ならびに技術移転に関する調査研究及び情報の整備・提供を行い、もって、専門家等人員の十分な養成確保と効果的な協力活動の促進を図り、効率的な国際協力の推進に資することを目的としている。したがって、『専門家之母港』、『技術移転に関する研究・情報センター』及び『内外関係機関とのネットワーク形成による交流・連携促進を図る』という三つの特徴ある機能をもった、技術協力の実施基盤を強化するための機関として位置づけられている。このように、国際協力総合研修所は専門家養成確保事業を中心とした活動を行うが、その活動範囲はこれにとどまらず、事業団の全事業を対象に各種の調査研究や情報の整備、専門家に対する専門技術的な支援活動を行うことになっており、この意味で技術協力事業全体との密接な連携のもとに業務を遂行することが期待されている。

国際協力総合研修所の業務活動



(3) 事業内容

イ. 人材の確保

(i) 専門家登録

専門家として技術協力を行うため、海外派遣を希望する者について登録を行い派遣要請に迅速に対処することを目的として、専門家の確保が困難な分野を中心に個人登録を実施している。帰国専門家、協力隊帰国隊員、研修修了者（海外長期研修及び中期研修）については優先登録とし、登録に当たっては個別に内容を審査している。

(ii) 公募

個々の派遣要請に迅速に対応するため、関係省庁による推薦、登録制度による専門家の選考が困難な場合に、必要に応じその都度新聞広告等により広く一般から派遣専門家を募集している。

(iii) 特別嘱託

帰国専門家、その他の者で専門分野及び語学等の能力に優れ、かつ新たに専門家として海外派遣が内定した者をあらかじめ確保（プール）待機せしめ、派遣要請に対処している。委嘱期間中（原則1年以内）事業団業務への指導・助言、各種研修への参

加、各種調査団への参加等の業務を委嘱している。

(二) 専門技術嘱託

技術協力事業の効果的かつ円滑な実施を図るため、豊富な経験と専門技術を有する有能適確な者を確保し、各分野の事業において調査団長、専門技術的助言を委嘱する。現在、農林水産、鉱工業、建設の各分野に3名を確保している。

(三) 国際協力専門員

技術協力専門家としての適性を有し、かつ、国際協力業務に専従することを志向する者を事業団直属の専門家として確保するもので、開発途上地域及び国内において技術協力活動の中核として活用し、国際協力の効率的推進に資するものである。海外においては、高級顧問、プロジェクト・リーダー、一般専門家、調査団長、調査団員、長期調査員等の業務に当たり、国内においては、養成研修指導、研修員受入研修指導、調査研究、技術的助言、派遣専門家の後方支援、技術交流、国内啓発等の業務に当たっている。

ロ. 人材の養成

(イ) 派遣前研修

a. 派遣前集合研修

既に、派遣が決定した専門家に対して業務、任国事情等に関する一般オリエンテーションを行うとともに、専門家として最低限必要な語学力を修得せしめている。集合研修形式で年間9回実施しており、研修期間は各回とも30日間で、長期派遣専門家については全員の受講を前提としている。なお、専門家夫人に対しては国際協力の意義を理解してもらい、専門家を側面からサポートしてもらうという見地から派遣前集合研修と同時期に9日間の配偶者研修を実施している。

b. 個別語学研修

派遣が決定した者及び派遣前集合研修を修了した者で語学の補完研修を必要とするもの、又は西語、仏語、ポルトガル語、インドネシア語等の現地語を必要とする者に対し会話を主体とする語学研修を行っている。

c. 個別技術研修

派遣が決定した専門家に対し、その保有する技術について技術の補完又は追加が必要な場合、1週間から1ヶ月の期間を研究機関、試験場、メーカー等において専門技術の研修を行っている。

(ロ) 中期研修

近い将来派遣が決定、又は、期待されている者に対し専門家として必要な一般知識及び専門的知識を付与するとともに総合的な語学力を修得せしめ、専門家としての

質的向上を図ろうとするもので、派遣前研修に比べ養成色がより濃い研修である。年2回実施し、研修期間は各回とも75日間。社会開発、環境衛生、農林水産、鉱工業の各分野ごとにコースを設定し、それぞれ基礎課程（国際協力、開発途上国論等）、専門課程及び語学課程から研修コースが構成されている。

また、海外経験の無い者は開発途上地域における協力プロジェクトの視察等を通じ海外現地研修を行い、その他の者は国内の試験研究機関において実地研修を行う。

#### (イ) 海外長期研修

将来の指導的な専門家として活躍することが期待される者、又は、可能性の高い者を対象に事業団が行う国際協力事業分野において実務的、かつ指導的専門家等となるために必要な専門的研修を行い、併せて豊かな国際的感覚を修得せしめることをねらいとするもので、各種研修のうち、最も養成色の濃い研修である。研修期間は2年間で、わが国で蓄積の少ない技術分野について、事業団の指示に基づき理論的、又は、実践的研究課題について先進国或いは開発途上国の機関（大学、研究機関等）で研修を行うものである。

#### (ロ) 国内長期技術研修

帰国専門家等で再派遣が予定されている者を対象に、再派遣に伴い必要とされる新分野の技術修得（技術開発研修）、新技術の補充ないし追加（技術補完研修）、より高度の技術修得（技術向上研修）等を目的として比較的長期にわたって試験研究機関、試験場、訓練校等の国内研修機関で研修を実施せしめている。

#### (ハ) 技術協力総合研修

##### a. プロジェクト・リーダー／調整員コース

プロジェクト協力の派遣が決定、又は内定しているプロジェクト・リーダー及び調整員を対象として、プロジェクト協力の意義、仕組み、計画、運営、評価とこれらに関連する諸問題、並びにリーダー及び調整員の役割について理解と認識を深めることを目的とし、開発理論、技術移転の手法、英語による会議の進め方と公文書の書き方等それぞれの業務に必要な知識と語学の研修を行っている。

##### b. 国際協力セミナー

国内各地方において事業団国内支部を中心とし、それぞれの地方で国際協力業務に従事又は協力している者を対象に経済協力、技術協力の理念及び帰国専門家の経験談等の講演やフィルムの上映により、国際協力の現状を紹介し、潜在専門家の啓発及び発掘を行い国際協力に対する理解を深める活動を行っている。

##### c. 留学生派遣

海外長期研修が事業団職員、協力隊OBを含む公的機関職員を対象としているの

に対し、留学生派遣は広くわが国の経済技術協力活動に従事しようとする民間の人材育成を目的とし、わが国で技術又は知識の蓄積の少ない分野について海外の大学等で2年間の研修を実施している。

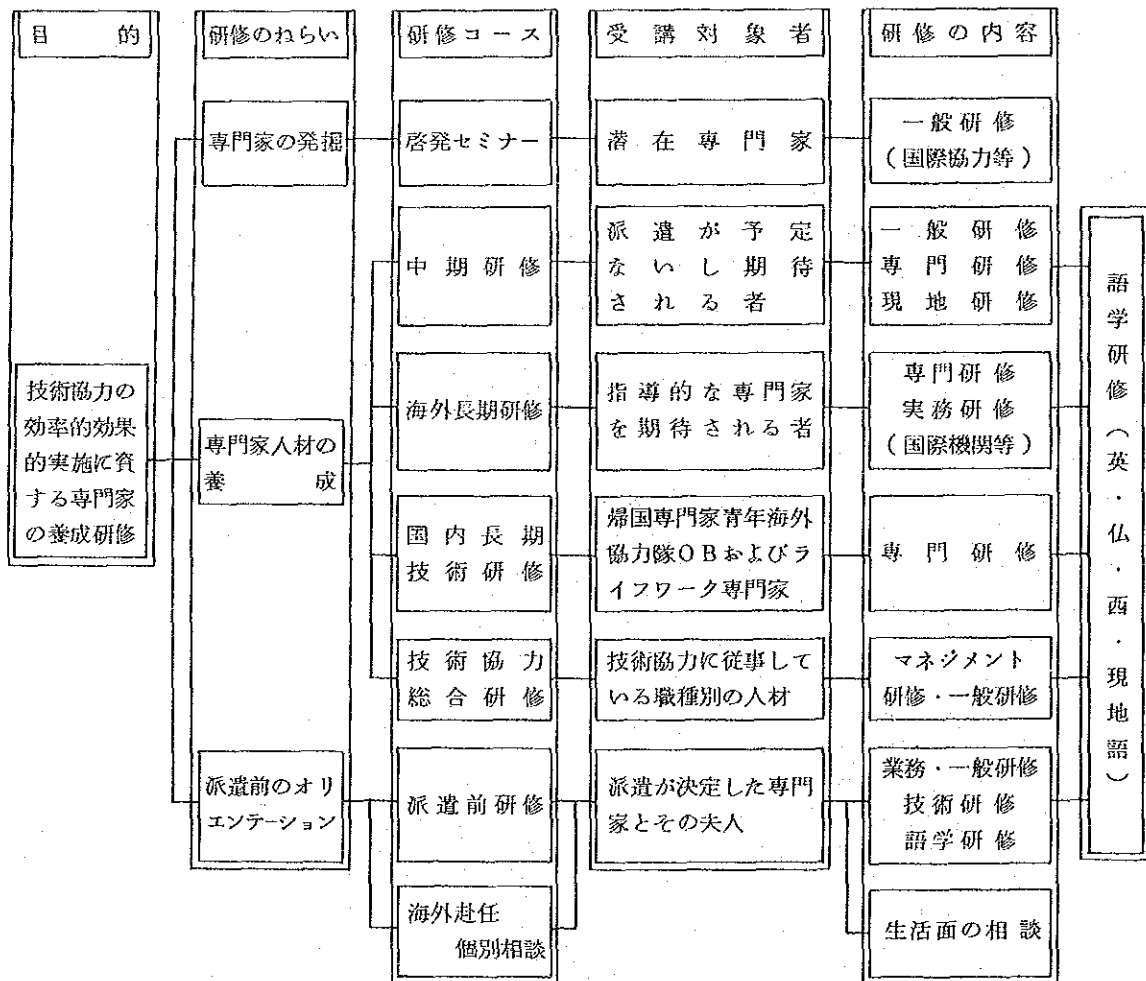
d. 海外開発専門家招聘

開発途上国の開発政策、計画、プロジェクトの現状等について知識を深めるため、海外の開発専門家をわが国に招聘し、国内関係者との交流及び一般民間人に対する啓蒙活動を行うことにより国際協力についての理解を深めるための事業である。開発途上国や国際機関の開発関係高級担当者又は開発問題研究者を1～2週間本邦に招聘し、国際会議、セミナー、講演会等を開催している。

ハ. 研修用映画製作

派遣前研修、中期研修などの専門家等人材養成研修の効果を高めるために必要な研修

専門家の養成研修の体系



用教材として、事業団が開発途上国で実施している各種プロジェクト及び開発途上国の実態の取材等を通じて、国際協力のあり方、技術移転の考え方と手法等を描写した映画を製作している。また、初めて海外赴任する専門家等に指標を与えるため任国事情紹介のビデオ・フィルムの作成も行っている。

#### ニ、技術移転に関する調査研究

国際協力総合研修所の設立に伴い、その重要な活動の一つとして昭和58年度から開始されたもので、総合的な技術移転の手法、技術協力の計画・実施管理・評価の手法、専門家養成・協力活動用教材の開発及び専門家養成確保の効率化と効果測定の手法に関する研究を行い、過去の経験の整理体系化を図ろうとするものである。つまり、技術協力の過去の経験を地域、分野、形態、機能等の側面から分析、整理、体系化し養成研修や協力活動にフィードバックさせようとするものである。

#### ホ、技術移転情報の整備・提供

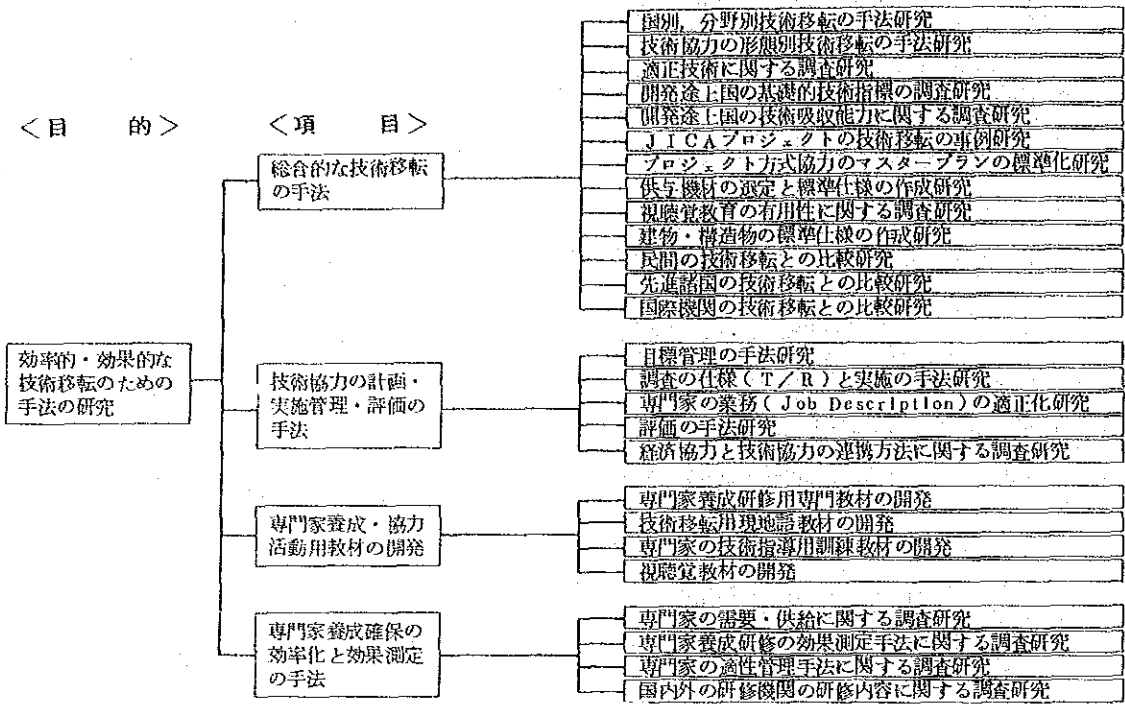
専門家の養成、調査研究と並んで国際協力総合研修所の主要な活動となるもので、技術協力を通じて得られる技術移転に関する様々な情報と専門家の海外赴任相談に必要な情報等を体系的に収集、整理し調査研究に役立てるとともに国内外の協力活動に幅広く提供するものである。

#### ヘ、技術移転国際会議

開発途上国、先進国援助機関、国際機関等の実務者及び専門家を本邦に招聘（約10名程度1週間）し、国内の援助関係実務者に学識経験者等を混じえ、人造り、食糧増産砂漠化防止、中小工業開発、資源の有効利用等、国際協力の推進にあたって当面する課題について、知識、経験、情報の交換を行い、人的交流を促進する場として昭和60年度から技術移転国際会議を開催している。

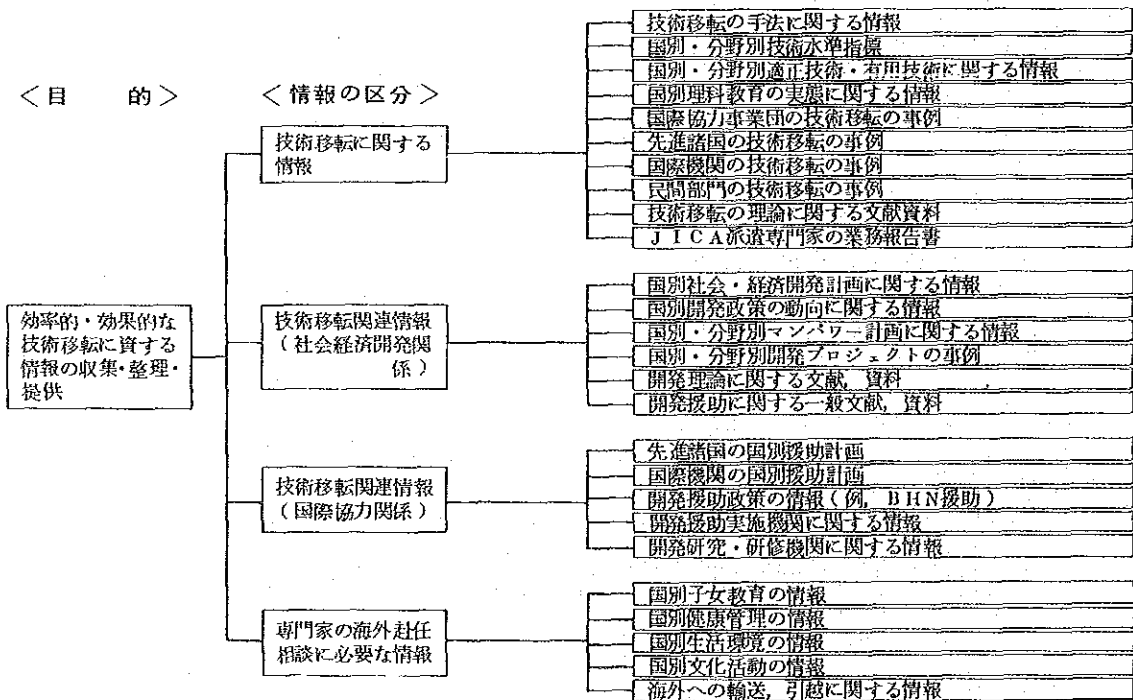
技術移転に関する調査研究

<サブテーマ>



技術移転に関する情報の整備・提供

<情報の種類>





## 7. 評価活動

### (1) 業務の概要

昭和49年、国際協力事業団が設立された時期は、わが国の経済的発展と国際的地位の向上に伴い開発途上国に対する協力援助の拡充の期待が急速に高まった時期である。これを受けて政府開発援助（ODA）の予算規模が拡大し、協力案件が増加するにつれて援助の効率効果の観点から評価に関する認識が次第に高まっていった。

しかしながら、この時期にはまだプロジェクト実施上の運営・管理面での状況把握が主で、受入国に及ぼした効果（インパクト）に関する評価にまではいたらなかった。

昭和50年頃になると評価手法の検討が進み、実績の積上げ、目標達成度の把握、インパクトの測定方式による評価が行われるようになった。（実例としては、インドネシア・ランポン農業開発計画、ネパール農業開発計画があげられるが、両者とも評価が相手国側との合同の形により実施されたことも画期的であった。）

昭和55年頃から、DACをはじめとして各国援助機関は、「これまでの援助協力が受入国の発展に真に役立っているのか」という問題意識を抱くようになり、国際的に一段と評価重視の傾向がみられるようになった。

わが国でも昭和56年からの「ODA5カ年倍増の中期目標」が打ちだされると、財政状況の厳しい中で例外的扱いを受けているODAによる援助の効率化への関心が高まり、評価問題がさらに重要視されるようになった。

このような背景のもとに昭和56年7月、当事業団内に「評価検討委員会」を設置し、同年1月に外務省内に設置された「経済協力評価委員会」とも連携しつつ活動を始めた。

### (2) 業務実績

当事業団の評価システムは、次図に示すとおり各事業に関連して各事業部が実施する評価活動と、評価検討委員会の評価活動とに大別されるが、それぞれ概要と実績は次のとおりである。

#### イ. 各事業に関連した評価活動

各事業部では今後の事業運営にフィードバックすることを目的に、事業の実施途中で当初計画に対し運営管理が適切に行われているかどうかを把握するための中間評価およびプロジェクトの終了時前後に評価する終了時評価を行っている。形態は様々であるが、継続的評価が行われている。

今後さらに適正かつ体系的な評価の手法の確立が望まれる。

#### ロ. 評価検討委員会の評価活動

当事業団の事業全体の効率的かつ円滑な遂行に資するために、評価の手法と基準に関すること、評価の実施に関すること及び評価の結果に基づく措置に関すること等について

て検討審議を行っている。

同委員会のこれまでの主要な活動実績は以下のとおりであった。

- (イ) 昭和56年度、当事業団の評価実施上の問題点を整理するため「評価の現状と問題点」を作成した。
- (ロ) 昭和57年度、各事業ごとにケース・スタディを実施し、その検討結果等に基づいて評価手法のガイドラインとなる「事業形態別の終了時評価のあり方」(執務参考資料)のとりまとめを行った。
- (ハ) 昭和58年度には6カ国25案件につき、現地調査を含む経済技術協力評価調査を実施した。
- (ニ) 昭和59年度は、有識者評価3件、国別評価2件、センター別総合事業評価4件を実施した。
- (ホ) 昭和60年度は、有識者評価を7件(経済技術協力全般にわたるもの4件、青年海外協力隊事業に関するもの3件)、また新たに特定テーマ評価調査を2件実施した。

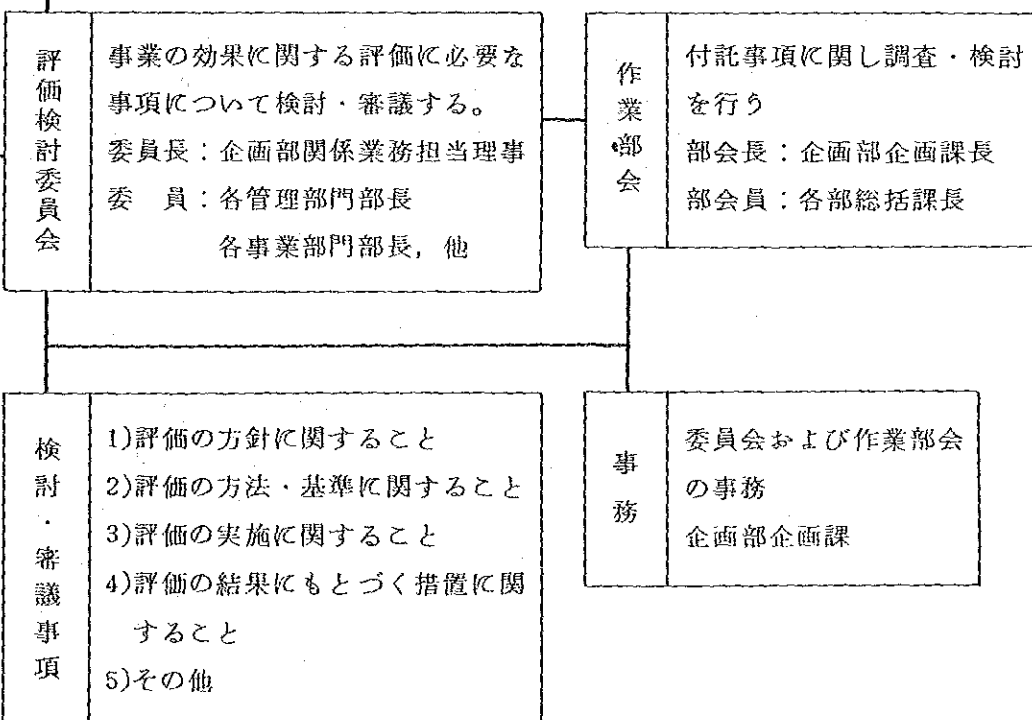
国際協力事業団の評価システム

（事業別主要評価関連活動）

理事会

	（区 分）	（ 評 価 関 連 活 動 ）
各 事 業 部	研修員受入	集団コースの終了時評価 巡回指導チームの派遣
	専門家派遣	専門家エバリュエーション調査 調査指導チームの派遣
	単独機材供与 開発調査	評価調査団の派遣 評価調査 フォローアップ調査 調査完了報告
	プロジェクト 方式技術協力	エバリュエーション調査 巡回指導調査 事後調査
	無償資金協力	調査完了報告 フォローアップ調査
	開発協力	融資完了後調査
	移住事業	事業評価測定調査
	青年海外協力隊	帰国隊員の海外活動評価

（評価検討委員会の活動）



技術協力の歩み

国際協力事業団の歴史		事業団業務の歴史
<p>＜第Ⅰ期＞</p> <p>昭和29年 アジア協会設立</p>	<p>27年 移住事業再開</p>	<p>昭和29年 研修員受入事業開始</p>
		<p>30年 専門家派遣事業開始</p> <p>32年 開発調査事業開始・技術センター事業開始</p> <p>33年 メコン河総合開発事業に参加</p>
<p>＜第Ⅱ期＞</p> <p>37年 海外技術協力事業団設立 (OTCA)</p> <p>40年 日本青年海外協力隊設立 (JOCV)</p>	<p>38年 海外移住事業団設立 (JEMIS)</p>	<p>36年 名古屋国際研修センター開設 三崎国際水産センター開設 内原国際農業センター開設</p> <p>39年 機材供与事業開始 東京国際研修センター開設</p>
	←海外貿易開発協会(一部)	<p>41年 医療協力事業開始</p> <p>42年 理科教育海外協力事業開始 農業協力事業開始 開発技術協力事業開始 大阪国際研修センター開設</p>
<p>＜第Ⅲ期＞</p> <p>49年 国際協力事業団設立 (JICA) (総裁：法眼晋作)</p>		<p>48年 兵庫インターナショナルセンター開設</p> <p>49年 委託金 → 交付金 開発協力事業開始 人材養成確保事業開始</p>
<p>53年 『国際協力事業団法の一部を改正する法律』成立</p> <p>55年 有田総裁就任</p>		<p>51年 コンピュータ導入 八王子国際研修センター開設</p> <p>52年 医療協力事業 → 保健医療協力事業 農業協力事業 → 農林業協力事業</p> <p>53年 無償資金協力促進事業開始 開発技術協力事業 → 産業開発協力事業</p> <p>54年 中国への技術協力開始 カンボジア難民対策医療協力開始</p> <p>55年 筑波国際研修センター開設 人口家族計画協力開始 農林業協力事業 → 農林水産業協力事業</p>
		<p>56年 筑波国際農業研修センター開設</p> <p>58年 国際協力総合研修所開設</p> <p>59年 アセアン青年招聘事業開始</p> <p>60年 沖縄国際センター開設</p> <p>60年 東京国際研修センター開設</p>







JICA